

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月14日

【中間会計期間】 第13期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 雅博

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 経理部長 瀬越 俊哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 経理部長 瀬越 俊哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	80,016	100,469	117,735	173,695	212,552
経常利益 (百万円)	36,364	47,707	57,832	79,867	102,824
中間(当期)純利益 (百万円)	21,453	26,806	29,265	47,090	57,963
純資産額 (百万円)	114,648	162,689	215,491	142,455	192,385
総資産額 (百万円)	151,314	285,922	335,100	190,974	318,428
1株当たり純資産額 (円)	7,590.44	2,667.54	3,527.83	4,707.60	3,153.24
1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	1,390.20	443.41	483.90	1,536.40	958.66
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	1,386.52	442.53	483.23	1,532.38	956.70
自己資本比率 (%)	75.8	56.4	63.7	74.6	59.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	24,886	27,796	36,653	59,604	72,710
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△18,949	△149,997	△28,432	△27,532	△160,403
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,390	75,125	△16,030	△3,028	65,033
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	71,539	50,797	66,897	98,035	75,212
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	2,184 (248)	2,966 (334)	3,666 (424)	2,561 (273)	3,059 (343)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 当社は、平成17年5月20日付、平成17年11月18日付および平成18年4月1日付でそれぞれ株式1株を株式2株に分割しております。

4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の中間連結会計期間または年間の平均雇用人員であります。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期中	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	70,317	93,208	105,829	154,460	197,230
経常利益 (百万円)	37,603	49,105	58,897	82,111	105,412
中間(当期)純利益 (百万円)	22,629	28,531	29,847	49,725	61,592
資本金 (百万円)	6,803	7,100	7,227	7,032	7,187
発行済株式総数 (株)	15,104,854.28	60,463,170.12	60,482,671.12	30,226,068.56	60,477,014.12
純資産額 (百万円)	116,586	166,332	220,991	145,853	197,677
総資産額 (百万円)	147,960	283,606	323,002	187,268	315,506
1株当たり純資産額 (円)	7,718.73	2,750.99	3,652.83	4,820.02	3,268.24
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	1,466.44	471.94	493.52	1,622.67	1,018.69
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	1,462.55	471.01	492.83	1,618.42	1,016.60
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	156.00	96.00
自己資本比率 (%)	78.8	58.6	68.4	77.9	62.6
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1,742 (135)	2,289 (146)	2,666 (167)	1,959 (136)	2,340 (151)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 当社は、平成17年5月20日付、平成17年11月18日付および平成18年4月1日付でそれぞれ株式1株を株式2株に分割しております。

4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の中間会計期間または年間の平均雇用人員であります。

## 2 【事業の内容】

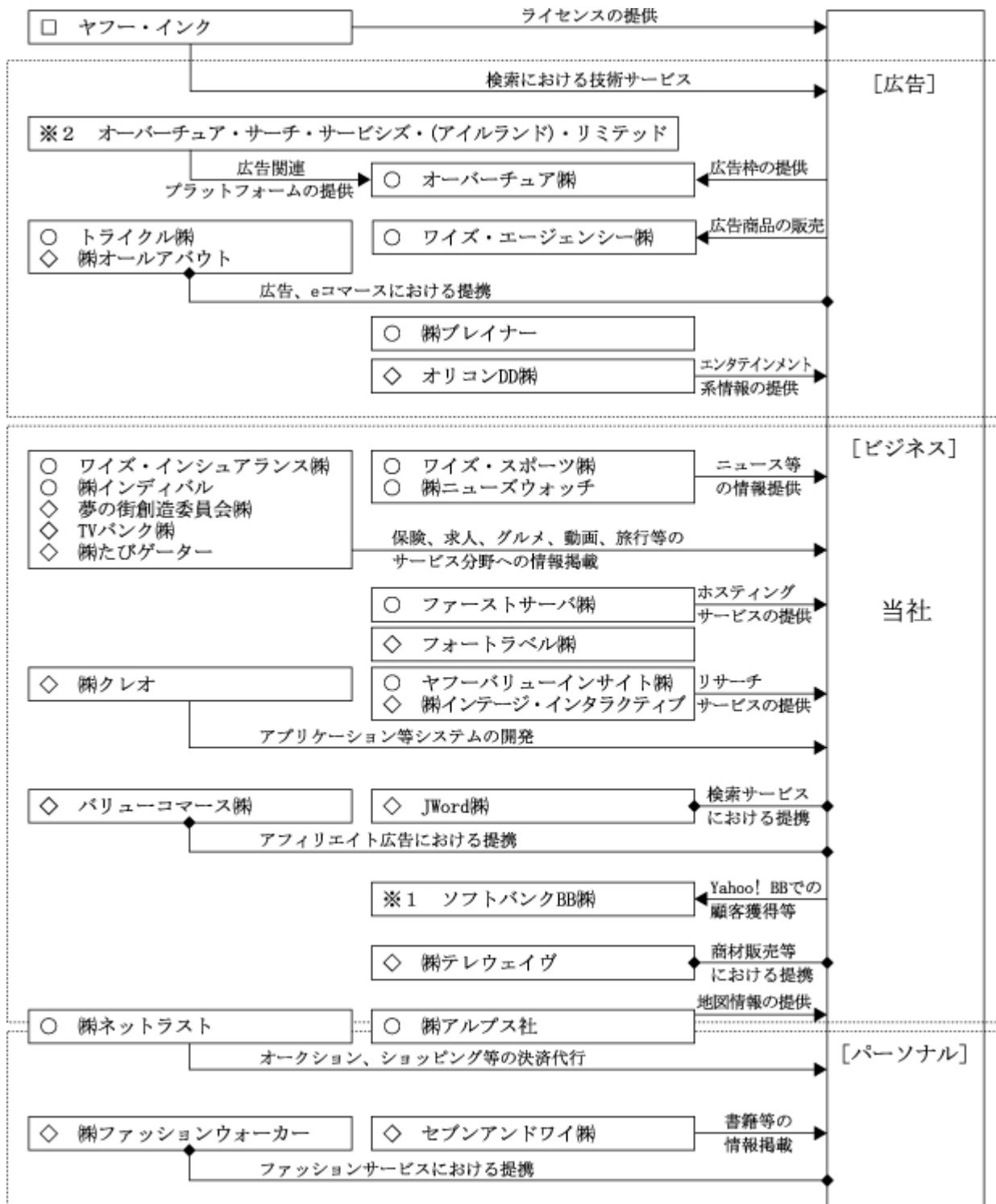
### (1) 事業内容の重要な変更

当中間連結会計期間において、当グループ（当社および当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

### (2) 主要な関係会社の異動

主要な関係会社の異動は、「第1 企業の概況」の「3 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

なお、異動後の事業の系統図は、次のとおりであります。



○ 連結子会社    ◇ 持分法適用関連会社    □ その他の関係会社

※1 関連当事者（親会社の子会社）    ※2 関連当事者（その他の関係会社の子会社）    （会社表記は順不同）

(注) 平成19年7月1日付で、株式会社インフォプラントと株式会社インタースコープは株式会社インフォプラントを存続会社とする吸収合併方式で合併し、株式会社インフォプラントは合併後ヤフーバリューインサイト株式会社に商号を変更しております。

### 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、異動のあった重要な関係会社は以下のとおりであります。

#### (1) 新規

名称	住所	資本金または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (または被所有) 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) オーバーチュア㈱ (注2)	東京都港区	10	広告事業	100.0	役員の兼任3名
㈱ブレイナー(注3)	千葉県印西市	85	広告事業	41.7 [51.1]	なし
(持分法適用関連会社) ㈱テレウェイヴ(注4)	東京都新宿区	7,741	ビジネスサー ビス事業	20.0	商材販売等
オリコンDD㈱	東京都港区	151	広告事業	34.0	役員の兼任1名
フォートラベル㈱(注5)	東京都千代田区	191	ビジネスサー ビス事業	16.5	なし

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。  
2 特定子会社であります。  
3 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の〔 〕内は、緊密な者または同意している者の所有割合で外数となっております。  
4 有価証券報告書の提出会社であります。  
5 持分は20%未満ですが、実質的な影響力を持っているため関連会社といたしました。

#### (2) 合併

株式会社インタースコープ(連結子会社)および株式会社インフォプラント(連結子会社)は、平成19年7月1日に合併し、社名をヤフーバリューインサイト株式会社(連結子会社)となりました。

#### 4 【従業員の状態】

##### (1) 連結会社における状態

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
広告事業	1,349 (118)
ビジネスサービス事業	1,405 (236)
パーソナルサービス事業	431 (31)
全社(共通)	481 (39)
合計	3,666 (424)

- (注) 1 従業員数は、当グループ外から当グループへの出向者を含む就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間連結会計期間の平均雇用人員であります。  
3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。  
4 従業員数が前期末に比し、607名増加しているのは、業務拡大に伴う採用および連結子会社の増加であります。

##### (2) 提出会社の状態

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	2,666 (167)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員であります。  
3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。  
4 従業員数が前期末に比し、326名増加しているのは、業務拡大に伴う採用による増加であります。

##### (3) 労働組合の状態

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しておきます。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

日本におけるインターネットの利用状況は、総務省発表の「情報通信白書平成19年版」によると、人口普及率が68.5%、インターネットの利用人口は8,754万人と推定され、インターネット利用世帯に占めるブロードバンドの普及率が67.9%となっております。また、ブロードバンド契約者数は2,644万契約と前年比で約13.5%増加し、より高速で快適なインターネットの利用環境の普及が進んでおります。

インターネット利用状況および利用環境の進展にともない、インターネットの用途はウェブ閲覧、電子メール、ネットオークションやイーコマース等の従来から利用されているサービスに加え、ブログやSNS等の消費者発信型のメディアやサービスが増加するなど、ますます幅広いものとなっております。特に消費者発信型メディアの普及は、既存メディアからの情報を個人が受信するという一方向的な情報流通の形態を、多くの個人が不特定多数に向かって情報を発信し交流するというフラットな情報流通の形態に変えつつあり、こうしたインターネットの新たな潮流は、社会経済全般にも大きな影響を与えるものと思われまます。

このような状況のもと、当グループは、日本を代表するインターネット・サービス・カンパニーとして生活のあらゆる場面で使っていただける「ライフエンジン」としてのサービスの提供を目指し、「ソーシャルメディア化」による各種サービスの充実や、モバイル向けサービスの強化をはじめとした「Everywhere化」に努めてまいりました。更に、外部のサイトへの広告配信や課金システム等の提供により、パートナーサイトを通じた事業機会の拡大を図る「オープン化」を展開するなど、より強固な経営体質にするべく、収益の多様化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の当グループの業績は、売上高1,177億円（前年同期比17.2%増）、営業利益597億円（前年同期比21.9%増）、経常利益578億円（前年同期比21.2%増）、中間純利益292億円（前年同期比9.2%増）となりました。

#### <広告事業>

当中間連結会計期間における広告事業は、引き続き各企業が広告宣伝費の支出を抑えていることによる全般的な停滞感が続くなか、広告会社との連携をより強め広告主のニーズに沿った提案を行い広告出稿の獲得に努めました。高度なフラッシュ技術により広告配信を行うメガバナーを使用した「ブランドパネル」、「ラージスクエア」等のブランディング効果の高い商品については、自動車や飲料、化粧品・トイレタリー関連の大手広告主を中心としたナショナルクライアントに多く利用されました。また、利用者の行動履歴を基にした配信を行う行動ターゲティングについては金融、化粧品・トイレタリー関連を中心に引き続き需要が伸びており、大きく売上を伸ばしました。なかでも行動ターゲティングに配信地域を付加したエリア行動ターゲティングや配信先属性を付加したデモグラフィック行動ターゲティングの販売に注力し、エリア行動ターゲティングは不動産、地方銀行、引越し関連企業からの出稿を獲得、デモグラフィック行動ターゲティングはファッションブランド等、主に女性層をターゲットとする企業や、人材派遣会社からの出稿を獲得するきっかけとなりました。更に、7月に行われた参議院選挙においては各政党や行政庁からのディスプレイ広告の出稿が多く見られるなど、選挙関連においてもインターネット広告が活用され始めました。



検索連動型広告については、市場が大きく拡大したことに加え7月に開始された品質インデックスと入札単価を考慮した広告掲載の効果もあり、前年同期と比較して大幅に売上を拡大したほか、9月より連結子会社化したオーバーチュア株式会社との連携強化に努めました。モバイル広告についても、特に検索連動型広告の利用が増加したことにより大きく売上を伸ばしました。

以上の結果、当中間連結会計期間の広告事業の売上高は540億円（前年同期比27.0%増）、営業利益は304億円（前年同期比29.9%増）となり、全売上高に占める割合は45.9%となりました。

#### <ビジネスサービス事業>

当中間連結会計期間におけるビジネスサービス事業は、引き続き掲載情報の獲得に注力し、「Yahoo!リクナビ」が堅調に推移したほか、「Yahoo!不動産」の売上が前年同期と比べて2.5倍と大きく伸びるなど、情報掲載料が前年同期と比べて好調に推移しました。「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」では引き続き新規ストアの獲得に努めた結果、平成19年9月末現在の合計ストア数は29,436店舗と前年同期末と比べて7,132店舗（32.0%増）増加しました。これに伴い、テナント料および手数料収入も前年同期と比べ大きく増加しました。「Yahoo!ショッピング」開始8周年の記念セールや、お中元・夏のボーナス・敬老の日などの季節の販促特集、話題商品などの特集を多数展開して利用の拡大にも努めました。「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!トラベル」、「Yahoo!チケット」を合計したコマース取扱総額は当中間連結会計期間で4,535億円（前年同期比8.3%増）となりました。リサーチ関連においては、株式会社インフォプランと株式会社インタースコープが平成19年7月に合併して誕生したヤフーバリューインサイト株式会社において新商品の提供を開始し、積極的な販促活動を行った結果、売上が前年同期と比べ大きく増加しました。

以上の結果、当中間連結会計期間のビジネスサービス事業の売上高は281億円（前年同期比27.0%増）、営業利益は115億円（前年同期比34.9%増）となり、全売上高に占める割合は23.9%となりました。

#### <パーソナルサービス事業>

当中間連結会計期間におけるパーソナルサービス事業は、「Yahoo!オークション」において入札者に「Yahoo!ポイント」が当たるキャンペーンや、出品促進策として月3回までの出品システム利用料が無料になる企画を実施、モバイル版「Yahoo!オークション」において出品無料キャンペーンを実施するなど、更なる活性化に努めましたが、「Yahoo!オークション」における不正防止策の一環としてYahoo! JAPAN IDのみで入札できる金額を4,999円以下とする利用条件の変更を行ったこともあり、取扱高が伸び悩んだことに加え、ストア数の増加によってB to Cオークションの割合が高まったことなどにより、システム利用料収入は横ばいとなりました。「Yahoo!プレミアム」においては、「Yahoo!オークション」の利用条件の変更に伴い、入札経験者を対象にプレミアム会員費を年内無料にするキャンペーンなどを実施し、会員獲得に努めたことにより、平成19年9月末のYahoo!プレミアム会員ID数は649万IDとなり、前年同期末比6万ID（1.0%増）の純増に転じました。「Yahoo!BB」のISP料金収入はソフトバンクBB株式会社との業務提携契約を平成20年3月期第1四半期に見直した影響もあり、前年同期と比べて大きく減少しました。有料コンテンツについては、「Yahoo!パートナー」が好調に推移したほか、「Yahoo!メール」、「Yahoo!占い」、「Yahoo!コミック」、「Yahoo!縁結び」などの販売にも注力しました。

以上の結果、当中間連結会計期間のパーソナルサービス事業の売上高は355億円（前年同期比0.7%減）、営業利益は235億円（前年同期比5.4%増）となり、全売上高に占める割合は30.2%となりまし

た。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間の営業活動による資金の増加額は、法人税等の支払いがあったものの、売上および利益の増加により36,653百万円（前年同期比31.9%増）となりました。

投資活動においては、新規子会社の取得に伴う資金の増加があったものの、定期預金の預入れや投資有価証券の取得などにより28,432百万円（前年同期149,997百万円）の支出となりました。

財務活動による資金の支出は、長期借入金の返済や配当金の支払による支出により16,030百万円（前年同期75,125百万円の収入）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間において減少した資金は7,809百万円となり、現金及び現金同等物の中間期末残高は66,897百万円（前年同期比31.7%増）となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績および受注実績

当グループはインターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、また受注生産形態をとらない事業も多いため、事業の種類別に生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

### (2) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
広告事業	54,036	+27.0
ビジネスサービス事業	28,165	+27.3
パーソナルサービス事業	35,533	-0.8
合計	117,735	+17.2

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
オーバーチュア(株)	18,715	18.6	20,904	17.8
(株)サイバー・コミュニケーションズ	13,338	13.3	13,604	11.6

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 セグメント間の取引については相殺消去しております。

4 平成19年9月1日よりオーバーチュア(株)は当社の連結子会社となっております。上記の金額は、8月31日までの販売高を記載しております。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

##### (1) 新たに締結した経営上の重要な契約等

オーバーチュア株式会社に係るサービス提供契約について

契約会社名	ヤフー株式会社（当社）、オーバーチュア株式会社（連結子会社）
契約相手先	オーバーチュア・サーチ・サービスズ・（アイルランド）・リミテッド（以下、「OSSIL」という）、ヤフー・インク
締結年月日	平成19年8月31日
契約期間	平成19年8月31日から平成29年8月30日まで（10年間）
主な内容	サービス提供契約 (ADVERTISER AND PUBLISHER SERVICES AGREEMENT) ① 当事者の基本的役割 OSSILはOSSILの提供する対象サービスが競争力を持つよう開発努力を行い、また、オーバーチュア株式会社は顧客が対象サービスを利用することにより対象サービスの売上が拡大するようマーケティング努力を行う。日本マーケット向けに最適なサービスを開発するため、OSSILおよびオーバーチュア株式会社は協議体を通じて日本マーケット特有のカスタマイズ等の開発スケジュールを策定する。 ② OSSILによる対象サービスの独占的提供 対象サービス（契約締結時は、検索連動型広告と、コンテンツマッチ広告に関する広告関連プラットフォームの提供が対象サービスとなり、爾後、検索・広告関連サービス等のうち、本契約上で定められた手続きを経て対象サービスとして追加されたものが含まれる）についてオーバーチュア株式会社、当社および当社が50%超の議決権を有する当社の子会社が日本国内において独占的に提供を受ける。 ③ オーバーチュア株式会社のOSSILに対するサービスフィーの支払い オーバーチュア株式会社はOSSILに対し、対象サービスもしくはOSSILの技術やシステムを利用することでオーバーチュア株式会社もしくはオーバーチュア株式会社が20%以上の議決権を有する関連会社に発生した売上上に、年次毎に定められたレートを乗じた金額を支払う。 ④ オーバーチュア株式会社の独占権 OSSIL、ヤフー・インクまたはヤフー・インクの子会社が保有する検索・広告関連サービス等について、オーバーチュア株式会社は日本国内において独占的に提供する権利がある。 ⑤ 対象サービスについての排他義務 オーバーチュア株式会社、当社および当社が50%超の議決権を有する当社の子会社は、対象サービスと同種のサービスについて、OSSIL以外が提供するものを提供してはならない。なお、契約上定められたサービスレベルに対する重大な違反などによりOSSILの提供するサービスのパフォーマンスが上がらず、オーバーチュア株式会社のビジネスに深刻な影響を与える場合は、協議体を通じて解決する事となっている。また、契約時点で当社の保有している技術及びサービスについては当該義務の限りでない。

##### (2) 経営上の重要な契約等の変更

当中間連結会計期間において、重要な契約等の変更はありません。

#### 5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間における研究開発費は103百万円であり、ビジネスサービス事業におけるレンタルサーバー等の開発、次世代インターネット技術の研究および次世代地図製作技術等の開発に係るものがあります。

## 第3 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

(3) 在外子会社

在外子会社を有していないため、該当事項はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

該当事項はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

(提出会社)

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額(百万円)	完成年月	完成後の 増加能力
本社他 (東京都港区他)	全セグメント	ネットワーク関連 設備の増強等	2,459	平成19年9月	インター ネット接続環 境の増強
本社他 (東京都港区他)	全セグメント	ソフトウェア	1,439	平成19年9月	サービスお よび業務効 率の向上

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(4) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	241,600,000
計	241,600,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業 協会名	内容
普通株式	60,482,671.12	60,488,613.12	東京証券取引所 (市場第一部) ジャスダック証券取引所	完全議決権株式で あり、権利内容に 何ら限定のない当 社における標準と なる株式
計	60,482,671.12	60,488,613.12	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権（旧商法に基づく新株引受権を含む）の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権

株主総会の特別決議日(平成12年1月21日)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,432	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,270	同左
新株予約権の行使期間	平成14年1月22日～ 平成22年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,270 資本組入額 25,635	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が新株引受権行使期間到来後に死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成12年6月16日)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,048	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,086	同左
新株予約権の行使期間	平成14年6月17日～ 平成22年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,086 資本組入額 19,043	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が新株引受権行使期間到来後に死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—



株主総会の特別決議日(平成12年12月8日)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,544	46,542
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,416	同左
新株予約権の行使期間	平成14年12月9日～ 平成22年12月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,416 資本組入額 9,708	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が新株引受権行使期間到来後に死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

## 株主総会の特別決議日(平成13年6月20日)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,410	17,854
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,559	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月21日～ 平成23年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,559 資本組入額 4,780	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が新株引受権行使期間到来後に死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成13年12月7日)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,500	24,612
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,497	同左
新株予約権の行使期間	平成15年12月8日～ 平成23年12月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,497 資本組入額 4,249	同左
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が新株引受権行使期間到来後に死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

- 2 発行価額は、当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

② 新株予約権

平成14年度第1回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年7月29日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	96	90
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,576	23,040
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,196	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～ 平成24年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,196 資本組入額 5,098	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成14年度第2回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年11月20日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	9	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,304	1,536
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,375	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～ 平成24年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,375 資本組入額 5,688	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額（以下「払込金額」）は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

### 平成15年度第1回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年7月25日発行）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	263	260
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,832	16,640
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,438	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～ 平成25年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,438 資本組入額 16,719	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

### 平成15年度第2回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年11月4日発行）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	49	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,568	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,478	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～ 平成25年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,478 資本組入額 25,739	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成15年度第3回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年1月29日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	43	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,376	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,813	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～ 平成25年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,813 資本組入額 23,907	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成15年度第4回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年5月13日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	41	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	656	640
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,512	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～ 平成25年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,512 資本組入額 39,256	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
  - (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、分割の場合は当該調整を行わないものとし、併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額（以下「払込金額」）は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）}}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

#### 平成16年度第1回新株予約権

（平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年7月29日発行）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	573	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,168	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,290	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～ 平成26年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,290 資本組入額 32,645	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

#### 平成16年度第2回新株予約権

（平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年11月1日発行）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	62	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	496	480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,488	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～ 平成26年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 62,488 資本組入額 31,244	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成16年度第3回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年1月28日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	33	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	264	256
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,375	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～ 平成26年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,375 資本組入額 32,688	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成16年度第4回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年5月12日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	58	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	232	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,563	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～ 平成26年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,563 資本組入額 30,282	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成17年度第1回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年7月28日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,349	1,347
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,396	5,388
新株予約権の行使時の払込金額(円)	58,500	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 58,500 資本組入額 29,250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—



平成17年度第2回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年11月1日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	83	79
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	166	158
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 62,000 資本組入額 31,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成17年度第3回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年1月31日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	135	134
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	270	268
新株予約権の行使時の払込金額(円)	79,500	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 79,500 資本組入額 39,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成17年度第4回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年5月2日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	88	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	88	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,940	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～ 平成27年6月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,940 資本組入額 33,970	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めたところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式分割の場合は当該調整を行わないものとし、株式併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額（以下「払込金額」）は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

[次へ](#)

平成18年度第1回新株予約権

(平成18年8月23日取締役会の決議に基づき平成18年9月6日割当)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	8,451	8,411
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,451	8,411
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,198	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月24日～ 平成28年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,198 資本組入額 23,599	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)2参照	同左

平成18年度第2回新株予約権

(平成18年10月23日取締役会の決議に基づき平成18年11月6日割当)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	290	285
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	290	285
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44,774	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月24日～ 平成28年10月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44,774 資本組入額 22,387	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)2参照	同左

平成18年度第3回新株予約権

(平成19年1月24日取締役会の決議に基づき平成19年2月7日割当)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	347	340
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	347	340
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,495	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月25日～ 平成29年1月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,495 資本組入額 23,748	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの行使価額（(注)5記載の調整を行う場合は調整後の1株当たりの行使価額）の2分の1を継続して1年間下回るときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 平成19年度第1回新株予約権

（平成19年4月24日取締役会の決議に基づき平成19年5月8日割当）

	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数(個)	638	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	638	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45,500	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月25日～ 平成29年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45,500 資本組入額 22,750	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

#### 平成19年度第2回新株予約権

（平成19年7月24日取締役会の決議に基づき平成19年8月7日割当）

	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数(個)	10,000	9,993
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	9,993
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,320	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日～ 平成29年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,320 資本組入額 20,160	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第3回新株予約権

(平成19年10月24日取締役会の決議に基づき平成19年11月7日割当)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	766
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	766
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	51,162
新株予約権の行使期間	—	平成21年10月25日～ 平成29年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 51,162 資本組入額 25,581
新株予約権の行使の条件	—	(注)1 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)2 参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。



- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)	5,657	60,482,671.12	40	7,227	40	2,308

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋1丁目9-1	24,853,824	41.09
ヤフーインク (常任代理人 大和証券エスエム ビーシー株式会社)	701 FIRST AVENUE SUNNYVALE, CA 94089 U. S. A. (東京都千代田区丸の内1丁目8-1)	20,215,408	33.42
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,018,569	1.68
チェースマンハッタンバンクジ ーティーエスクライアントアカ ウントエスクロウ (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	5 TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E 1 W 1 YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	819,097	1.35
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	723,983	1.20
バンクオブニューヨークジー シーエムクライアントアカウン ティーアイエスジー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC 4 A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号決済 事業部)	663,104	1.10
モルガンスタンレーアンドカン パニーインク (常任代理人 モルガン・スタ ンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号恵比寿 ガーデンプレイスタワー)	483,213	0.80
資産管理サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海1丁目8-12晴海アイラン ドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	398,261	0.66
ゴールドマンサックスアンドカ ンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	85 BROAD STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒ ルズ森タワー)	371,244	0.61
ジェーピーエムシービーオムニ バスユーエスペンショントリ ーティージャスデック380052 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	368,179	0.61
計	—	49,914,882	82.53

(注) 上記のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社の所有する株式は、すべて信託業務に係るものです。

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,925	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,480,726	60,480,726	—
端株	普通株式 20.12	—	—
発行済株式総数	60,482,671.12	—	—
総株主の議決権	—	60,480,726	—

(注) 1 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が385株(議決権385個)含まれております。  
2 端株には、当社所有の自己株式0.84株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヤフー株式会社	東京都港区六本木 六丁目10番1号	1,925	—	1,925	0.00
計	—	1,925	—	1,925	0.00

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	43,500	46,350	44,050	42,500	44,000	44,750
最低(円)	35,750	39,550	39,850	36,600	35,200	39,200

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

### 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役最高執行責任者兼 パートナーソリューション 本部長	取締役最高執行責任者	喜多埜 裕明	平成19年10月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)および前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)および当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ中間連結財務諸表並びに中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		50,801		86,897		75,212	
2 受取手形及び売掛金		27,014		30,003		30,244	
3 たな卸資産		118		151		173	
4 繰延税金資産		3,113		3,735		4,344	
5 その他		7,675		11,700		7,645	
貸倒引当金		△2,382		△2,430		△2,299	
流動資産合計		86,340	30.2	130,058	38.8	115,320	36.2
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物附属設備		1,560		3,451		3,483	
(2) 工具器具備品		12,769		12,930		13,004	
(3) 建設仮勘定		152		36		62	
有形固定資産合計		14,482	5.1	16,418	4.9	16,551	5.2
2 無形固定資産							
(1) のれん		4,035		5,238		4,061	
(2) その他		9,146		11,162		10,622	
無形固定資産合計		13,181	4.6	16,401	4.9	14,684	4.6
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		166,505		161,301		162,192	
(2) 繰延税金資産		1,173		3,858		2,990	
(3) その他		4,260		7,064		6,712	
貸倒引当金		△22		△2		△23	
投資その他の資産合計		171,917	60.1	172,222	51.4	171,871	54.0
固定資産合計		199,581	69.8	205,041	61.2	203,107	63.8
資産合計		285,922	100.0	335,100	100.0	318,428	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		802		3,713		1,022	
2 短期借入金		20,199		20,120		20,120	
3 未払金		11,222		16,162		13,345	
4 未払法人税等		21,070		24,756		28,371	
5 役員賞与引当金		83		106		202	
6 ポイント引当金		1,536		2,148		2,065	
7 その他		8,238		12,590		10,904	
流動負債合計		63,152	22.1	79,598	23.8	76,032	23.9
II 固定負債							
1 長期借入金		60,070		40,000		50,000	
2 その他		9		9		10	
固定負債合計		60,079	21.0	40,009	11.9	50,010	15.7
負債合計		123,232	43.1	119,608	35.7	126,043	39.6
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		7,100		7,227		7,187	
2 資本剰余金		2,181		2,308		2,268	
3 利益剰余金		148,734		203,342		179,897	
4 自己株式		△28		△28		△28	
株主資本合計		157,987	55.3	212,851	63.5	189,324	59.5
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		3,295		514		1,368	
評価・換算差額等 合計		3,295	1.1	514	0.2	1,368	0.4
III 新株予約権		4	0.0	65	0.0	30	0.0
IV 少数株主持分		1,402	0.5	2,060	0.6	1,662	0.5
純資産合計		162,689	56.9	215,491	64.3	192,385	60.4
負債純資産合計		285,922	100.0	335,100	100.0	318,428	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			100,469	100.0		117,735	100.0		212,552	100.0
II 売上原価			4,182	4.2		7,201	6.1		8,486	4.0
売上総利益			96,286	95.8		110,533	93.9		204,065	96.0
III 販売費及び一般管理費	※1		47,286	47.0		50,777	43.1		97,832	46.0
営業利益			49,000	48.8		59,755	50.8		106,232	50.0
IV 営業外収益										
1 受取利息			161			125			220	
2 受取配当金			35			3			35	
3 出資金等分配益			808			35			825	
4 奨励金収入			—			53			—	
5 その他			53	1.0		61	0.2		89	0.6
V 営業外費用										
1 支払利息			190			312			480	
2 持分法による投資損失			1,777			1,709			3,522	
3 固定資産除却損			67			130			124	
4 借入手数料			282			—			285	
5 その他			33	2.3		50	1.9		168	2.2
経常利益			47,707	47.5		57,832	49.1		102,824	48.4
VI 特別利益										
1 投資有価証券売却益			265			0			317	
2 持分変動益			330			1			348	
3 貸倒引当金戻入益			11			6			12	
4 業務提携解消に伴う 精算額	※2		101			—			101	
5 その他			25	0.7		—	0.0		25	0.4
VII 特別損失										
1 投資有価証券評価損	※3		771			3,633			773	
2 事務所移転費用			195			—			935	
3 その他			21	1.0		97	3.1		153	0.9
税金等調整前中間 (当期)純利益			47,454	47.2		54,109	46.0		101,768	47.9
法人税、住民税 及び事業税			20,545			24,050			45,223	
法人税等調整額			△80	20.3		501	20.9		△1,808	20.4
少数株主利益			183	0.2		291	0.2		389	0.2
中間(当期)純利益			26,806	26.7		29,265	24.9		57,963	27.3

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	7,032	2,113	126,737	△28	135,856
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	67	67			134
剰余金の配当(注)			△4,715		△4,715
役員賞与(注)			△167		△167
連結子会社の減少に伴う増加高			72		72
中間純利益			26,806		26,806
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	67	67	21,996	—	22,130
平成18年9月30日残高(百万円)	7,100	2,181	148,734	△28	157,987

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	6,597	1	6,598	—	1,367	143,822
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						134
剰余金の配当(注)						△4,715
役員賞与(注)						△167
連結子会社の減少に伴う増加高						72
中間純利益						26,806
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△3,301	△1	△3,302	4	35	△3,263
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△3,301	△1	△3,302	4	35	18,867
平成18年9月30日残高(百万円)	3,295	—	3,295	4	1,402	162,689

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	7,187	2,268	179,897	△28	189,324
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	40	40			81
剰余金の配当			△5,805		△5,805
連結子会社の減少に伴う減少高			△15		△15
中間純利益			29,265		29,265
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	40	40	23,445	—	23,526
平成19年9月30日残高(百万円)	7,227	2,308	203,342	△28	212,851

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	1,368	1,368	30	1,662	192,385
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					81
剰余金の配当					△5,805
連結子会社の減少に伴う減少高					△15
中間純利益					29,265
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△853	△853	35	398	△419
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△853	△853	35	398	23,106
平成19年9月30日残高(百万円)	514	514	65	2,060	215,491



前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	7,032	2,113	126,737	△28	135,856
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	154	154			308
剰余金の配当(注)			△4,715		△4,715
役員賞与(注)			△167		△167
連結子会社の減少に伴う増加高			78		78
当期純利益			57,963		57,963
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	154	154	53,159	—	53,467
平成19年3月31日残高(百万円)	7,187	2,268	179,897	△28	189,324

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	6,597	1	6,598	—	1,367	143,822
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						308
剰余金の配当(注)						△4,715
役員賞与(注)						△167
連結子会社の減少に伴う増加高						78
当期純利益						57,963
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△5,229	△1	△5,230	30	295	△4,905
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△5,229	△1	△5,230	30	295	48,562
平成19年3月31日残高(百万円)	1,368	—	1,368	30	1,662	192,385

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期)純利益		47,454	54,109	101,768
2 減価償却費		3,828	4,588	8,576
3 のれん償却額		705	773	1,384
4 貸倒引当金の増加額		577	108	496
5 ポイント引当金の増加額		199	222	582
6 役員賞与引当金の増加(減少)額		83	△100	202
7 固定資産除却損		67	130	124
8 事務所移転費用		132	—	597
9 投資有価証券評価損		771	3,633	773
10 投資有価証券売却損益		△251	△0	△304
11 業務提携解消に伴う精算額		△101	—	△101
12 持分法による投資損失		1,777	1,709	3,522
13 持分変動損益		△323	96	△212
14 受取利息及び受取配当金		△196	△128	△256
15 支払利息		190	312	480
16 たな卸資産の減少(増加)額		50	21	△11
17 売上債権の減少(増加)額		△1,830	1,982	△4,730
18 仕入債務の増加(減少)額		△103	2,676	102
19 その他営業債権の増加額		△2,855	△1,968	△4,127
20 その他営業債務の増加(減少)額		1,417	△2,820	4,232
21 未払消費税等の増加(減少)額		△265	△553	654
22 役員賞与の支払額		△167	—	△167
23 その他営業活動による キャッシュ・フロー		△541	△261	△559
小計		50,619	64,531	113,026
24 業務提携解消に伴う精算の入金額		101	—	101
25 法人税等の支払額		△22,923	△27,877	△40,417
営業活動によるキャッシュ・フロー		27,796	36,653	72,710

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
1 定期預金の預入れによる支出		—	△20,000	—
2 有形固定資産の取得による支出		△4,745	△3,783	△10,204
3 無形固定資産の取得による支出		△2,700	△1,977	△5,052
4 無形固定資産の売却による収入		29	—	29
5 投資有価証券の取得による支出		△145,800	△5,925	△146,600
6 投資有価証券の売却による収入		408	30	427
7 出資金の増加による支出		△210	△106	△268
8 出資の減少による収入		1,006	289	1,026
9 連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出		△15	△356	△718
10 連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による収入		—	3,030	—
11 連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の売却による収入		80	—	80
12 子会社株式の追加取得による支出		△755	—	△755
13 貸付金の回収による収入		2,311	0	3,657
14 差入保証金他投資その他の資産の 増加による支出		△384	△400	△2,802
15 差入保証金他投資その他の資産の 減少による収入		611	708	613
16 利息及び配当金の受取額		172	79	226
17 その他投資活動による キャッシュ・フロー		△5	△21	△63
投資活動によるキャッシュ・フロー		△149,997	△28,432	△160,403
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
1 短期借入れによる収入		30	—	30
2 短期借入金の返済による支出		△42	—	△72
3 長期借入れによる収入		80,070	—	80,070
4 長期借入金の返済による支出		△47	△10,000	△10,047
5 新株式の発行による収入		128	81	308
6 少数株主からの払込による収入		15	—	15
7 配当金の支払額		△4,715	△5,805	△4,715
8 利息の支払額		△27	△306	△269
9 その他財務活動による キャッシュ・フロー		△285	—	△285
財務活動によるキャッシュ・フロー		75,125	△16,030	65,033
IV 現金及び現金同等物の減少額		△47,074	△7,809	△22,659
V 現金及び現金同等物の期首残高		98,035	75,212	98,035
VI 連結除外に伴う現金及び現金同等物の 減少額		△163	△504	△163
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※	50,797	66,897	75,212

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p>	<p>連結子会社の数 16社            主な連結子会社は以下のとおりであります。            ワイズ・スポーツ㈱            ワイズ・エージェンシー㈱            ㈱ネットラスト            ワイズ・インシュアランス㈱            ㈱インディバル            ㈱ネットジーン            ファーストサーバ㈱            ㈱アルプス社            トライクル㈱            ㈱インフォプラント            ㈱ニューズウォッチ            他5社</p> <p>なお、当中間連結会計期間における連結範囲の異動は増加2社、減少8社であり、主な内容は以下のとおりであります。</p> <p>設立による増加            1社</p> <p>株式取得による増加            1社</p> <p>株式の売却による減少            ㈱ブライダルネット            他2社</p> <p>なお、㈱ブライダルネットについては、株式売却日までの損益を連結しております。</p> <p>重要性の観点からの連結除外による減少            5社</p> <p>非連結子会社は6社であります。いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益および利益剰余金等の中間連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。</p>	<p>連結子会社の数 12社            連結子会社は以下のとおりであります。            ワイズ・スポーツ㈱            ワイズ・エージェンシー㈱            ㈱ネットラスト            ワイズ・インシュアランス㈱            ㈱インディバル            ファーストサーバ㈱            ㈱アルプス社            トライクル㈱            ヤフーバリューインサイト㈱            ㈱ニューズウォッチ            オーバーチュア㈱            ㈱ブレイナー</p> <p>なお、当中間連結会計期間における連結範囲の異動は増加2社、減少3社であり、主な内容は以下のとおりであります。</p> <p>株式取得による増加            オーバーチュア㈱、㈱ブレイナー</p> <p>合併による減少            ㈱インタースコープ</p> <p>※ ㈱インフォプラントと㈱インタースコープは、㈱インフォプラントを存続会社として合併し、社名をヤフーバリューインサイト㈱に変更しました。</p> <p>重要性の観点からの連結除外による減少            2社</p> <p>非連結子会社は8社であります。いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益および利益剰余金等の中間連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。</p>	<p>連結子会社の数 13社            主な連結子会社は以下のとおりであります。            ワイズ・スポーツ㈱            ワイズ・エージェンシー㈱            ㈱ネットラスト            ワイズ・インシュアランス㈱            ㈱インディバル            ファーストサーバ㈱            ㈱アルプス社            トライクル㈱            ㈱インフォプラント            ㈱ニューズウォッチ            ㈱インタースコープ            他2社</p> <p>なお、当連結会計年度における連結範囲の異動は増加3社、減少12社であり、主な内容は以下のとおりであります。</p> <p>設立による増加            1社</p> <p>株式取得による増加            ㈱インタースコープ            他1社</p> <p>株式の売却による減少            ㈱ブライダルネット、㈱ネットジーン            他3社</p> <p>親会社である㈱ネットジーンの連結除外による減少            1社</p> <p>なお、㈱ブライダルネット、㈱ネットジーンおよび他2社については、株式売却日までの損益を連結しております。</p> <p>合併による減少            1社</p> <p>重要性の観点からの連結除外による減少            5社</p> <p>非連結子会社は6社であります。いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益および利益剰余金等の連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当中間連結会計期間より「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第21号)を適用しております。</p> <p>これにより、上記の非連結子会社のうち1社については、当中間連結会計期間より子会社としております。</p>		<p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第21号)を適用しております。</p> <p>これにより、上記の非連結子会社のうち1社については、当連結会計年度より子会社としております。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項</p>	<p>持分法適用の関連会社数 17社</p> <p>関連会社の名称  (株)たびゲーター  (株)インテージ・インタラクティブ  (株)オールアバウト  夢の街創造委員会(株)  (株)クレオ  JWord(株)  バリューコマース(株)  (株)ファッションウォーカー  TVバンク(株)  セブンアンドワイ(株)  他7社</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当中間連結会計期間より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)を適用しております。</p> <p>これにより、上記のうち他7社については、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社は6社であります。いずれも小規模であり、中間純損益および利益剰余金等の中間連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。</p>	<p>持分法適用の関連会社数 19社</p> <p>主な関連会社の名称  (株)たびゲーター  (株)インテージ・インタラクティブ  (株)オールアバウト  夢の街創造委員会(株)  (株)クレオ  JWord(株)  バリューコマース(株)  (株)ファッションウォーカー  TVバンク(株)  セブンアンドワイ(株)  (株)テレウェイヴ  オリコンDD(株)  フォートラベル(株)  他6社</p> <p>なお、当中間連結会計期間における関連会社の異動は増加3社、減少1社であり、主な内容は以下のとおりであります。</p> <p>株式取得による増加  (株)テレウェイヴ、オリコンDD(株)、フォートラベル(株)</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社は8社であります。いずれも小規模であり、中間純損益および利益剰余金等の中間連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。</p>	<p>持分法適用の関連会社数 17社</p> <p>主な関連会社の名称  (株)たびゲーター  (株)インテージ・インタラクティブ  (株)オールアバウト  夢の街創造委員会(株)  (株)クレオ  JWord(株)  バリューコマース(株)  (株)ファッションウォーカー  TVバンク(株)  セブンアンドワイ(株)  他7社</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)を適用しております。</p> <p>これにより、上記のうち他7社については、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社は6社であります。いずれも小規模であり、当期純利益および利益剰余金等の連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3 連結子会社の中間決算(決算)日等に関する事項</p>	<p>連結子会社のうち、㈱アルプス社および㈱インフォプラントの中間決算日は6月30日であります。 中間連結財務諸表の作成に当たっては中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。 なお、その他の連結子会社の決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社の数は4社であります。 中間連結財務諸表の作成に当たっては中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>	<p>連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社の数は3社であります。 連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法</p>	<p>①有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 ②デリバティブ 時価法(振当処理をした為替予約を除く)</p>	<p>①有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 ②デリバティブ 同左</p>	<p>①有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 ②デリバティブ 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>③たな卸資産 イ. 商品・原材料・仕掛品・貯蔵品 主に個別法による原価法 ロ. 製品 主に先入先出法による原価法</p> <p>①有形固定資産 定率法</p> <p>②無形固定資産 定額法 なお、市場販売目的ソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）における販売数量に基づく方法、また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>③たな卸資産 イ. 商品・仕掛品・貯蔵品 主に個別法による原価法 ロ. 製品 同左</p> <p>①有形固定資産 定率法 (会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産 定額法 なお、市場販売目的ソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）における販売数量に基づく方法、また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>③たな卸資産 イ. 商品・仕掛品・貯蔵品 同左 ロ. 製品 同左</p> <p>①有形固定資産 定率法</p> <p>②無形固定資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益および税金等調整前中間純利益は83百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>③ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当中間連結会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>	<p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ポイント引当金 同左</p>	<p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。  (会計方針の変更) 当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は202百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>③ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>



項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(5) 重要なヘッジ会計の方法	<p>①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間連結会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建債権・債務および外貨建予定取引</p> <p>③ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場リスクを一定の範囲内でヘッジしてあります。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象およびヘッジ手段に応じて、比率分析等により、ヘッジ取引の事前、事後に有効性の評価を行っております。</p>	<p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建債権・債務および外貨建予定取引</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
(6) その他中間連結財務諸表（連結財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	①繰延資産の処理方法 イ. 株式交付費 支出時に全額費用として処理してあります。 ロ. 創立費 支出時に全額費用として処理してあります。	①繰延資産の処理方法 同左	①繰延資産の処理方法 イ. 株式交付費 支出時に全額費用として処理してあります。 ロ. 創立費 支出時に全額費用として処理してあります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(会計方針の変更) 当中間連結会計期間より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 前中間連結会計期間において営業外費用の「その他」としていた「新株発行費」は、当中間連結会計期間より「株式交付費」として処理する方法に変更しております。</p> <p>②消費税等の会計処理 税抜方式によっておりま す。</p>	<p>②消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 前連結会計年度において営業外費用の「その他」としていた「新株発行費」は、当連結会計年度より「株式交付費」として処理する方法に変更しております。</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>手許現金、要求払預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限および満期日の到来する短期的な投資からなっております。</p>	同左	同左

[次へ](#)

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は161,283百万円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は190,692百万円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>(自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間連結会計期間より改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当連結会計年度より改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月27日企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正による中間連結財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は、当中間連結会計期間から「のれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書および中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却」は、当中間連結会計期間から「のれん償却額」として表示しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年12月22日企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>(連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は、当連結会計年度から「のれん」として表示しております。</p> <p>(連結損益計算書および連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却」は、当連結会計年度から「のれん償却額」として表示しております。</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日企業会計基準第8号)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年5月31日企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益および税金等調整前中間純利益は4百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日企業会計基準第8号)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年5月31日企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は30百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は、重要性が増加したため当中間連結会計期間より区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「繰延税金資産」の金額は27百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間において固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期借入金」は、負債純資産の合計額の百分の一を超えることになったため当中間連結会計期間より区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「長期借入金」の金額は43百万円であります。</p>	
<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「出資金分配益」は、営業外収益の合計額の百分の十を超えることになったため当中間連結会計期間より区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「出資金分配益」の金額は23百万円であります。</p>	
	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>当中間連結会計期間より営業外費用に区分掲記しておりました「借入手数料」は、金額的重要性が乏しいため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における当該金額は、2百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	16,821百万円	22,686百万円	19,534百万円
2 貸出コミットメント	当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 3,600百万円 貸出実行残高 241百万円 差引額 3,359百万円	当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 13,822百万円 貸出実行残高 767百万円 差引額 13,055百万円	当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 7,544百万円 貸出実行残高 428百万円 差引額 7,116百万円

(中間連結損益計算書関係)

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			
	(単位：百万円)		(単位：百万円)			
	区分	金額	区分	金額		
※1 主な販売費及び一般管理費	業務委託費	6,841	業務委託費	7,789	業務委託費	13,804
	給与手当	5,919	給与手当	6,732	給与手当	11,861
	販売手数料	4,923	販売手数料	5,472	販売手数料	10,338
	通信費	3,916	減価償却費	4,318	減価償却費	8,126
	減価償却費	3,612	通信費	4,088	通信費	7,920
	販売促進費	3,445	ロイヤルティ	3,358	販売促進費	7,120
	ロイヤルティ	2,842	情報提供料	2,539	ロイヤルティ	6,024
	貸倒引当金繰入額	1,075	販売促進費	2,083	貸倒引当金繰入額	2,248
	のれん償却額	705	貸倒引当金繰入額	1,027	のれん償却額	1,384
	退職給付費用	269	のれん償却額	773	退職給付費用	543
			退職給付費用	310		
※2 業務提携解消に伴う精算額	当社と株式会社あおぞら銀行との業務提携解消時には未確定となっていた費用の精算が確定したことによるものであります。		—————		当社と株式会社あおぞら銀行との業務提携解消時には未確定となっていた費用の精算が確定したことによるものであります。	
※3 投資有価証券評価損	—————		株価の著しい下落に伴いバリューコマース(株)株式の簿価に減損処理を行ったことによる、のれん相当額の償却額を計上したものであります。		—————	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	30,226,068.56	30,237,101.56	—	60,463,170.12

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

平成18年4月1日付をもって1株を2株に株式分割したことによる増加 30,226,068.56株  
新株予約権(旧商法に基づく新株引受権を含む)の行使による増加 11,033株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	962.92	962.92	—	1,925.84

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

平成18年4月1日付をもって1株を2株に株式分割したことによる増加 962.92株

3 新株予約権等に関する事項

提出会社	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
	平成17年第4回新株予約権	普通株式	—	112	7	105	0
	平成18年第1回新株予約権	普通株式	—	8,569	—	8,569	3
合計			—	8,681	7	8,674	4

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能株式数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成17年第4回新株予約権の増加は、平成18年5月2日付発行によるものであります。

平成18年第1回新株予約権の増加は、平成18年9月6日付割当によるものであります。

平成17年第4回新株予約権の減少は、消却によるものであります。

3 各新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	4,715	156	平成18年3月31日	平成18年6月22日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	60,477,014.12	5,657	—	60,482,671.12

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権（旧商法に基づく新株引受権を含む）の行使による増加 5,657株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	1,925.84	—	—	1,925.84

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとして発行した新株予約権	—	—	—	—	—	65
合計			—	—	—	—	65

(注) 新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月21日 定時株主総会	普通株式	5,805	96	平成19年3月31日	平成19年6月22日



前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	30,226,068.56	30,250,945.56	—	60,477,014.12

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

平成18年4月1日付をもって1株を2株に株式分割したことによる増加 30,226,068.56株  
 新株予約権（新株引受権を含む）の行使による増加 24,877株

### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	962.92	962.92	—	1,925.84

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

平成18年4月1日付をもって1株を2株に株式分割したことによる増加 962.92株

### 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成18年度にストック・オプションとして発行した新株予約権	—	—	—	—	—	30
合計			—	—	—	—	30

(注) 新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

### 4 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	4,715	156	平成18年3月31日	平成18年6月22日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,805	96	平成19年3月31日	平成19年6月22日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
<p>※ 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>50,801百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を 超える定期預金</td> <td>△4百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物計</td> <td>50,797百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	50,801百万円	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△4百万円	現金及び 現金同等物計	50,797百万円	<p>※ 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>86,897百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を 超える定期預金</td> <td>△20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物計</td> <td>66,897百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	86,897百万円	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△20,000百万円	現金及び 現金同等物計	66,897百万円	<p>※ 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>75,212百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び 現金同等物計</td> <td>75,212百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	75,212百万円	現金及び 現金同等物計	75,212百万円
現金及び預金勘定	50,801百万円																	
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△4百万円																	
現金及び 現金同等物計	50,797百万円																	
現金及び預金勘定	86,897百万円																	
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△20,000百万円																	
現金及び 現金同等物計	66,897百万円																	
現金及び預金勘定	75,212百万円																	
現金及び 現金同等物計	75,212百万円																	

[前へ](#)

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額 (単位：百万円)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額 (単位：百万円)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 (単位：百万円)																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (建物附属設備)</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具備品)</td> <td>134</td> <td>64</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>50</td> <td>37</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>198</td> <td>103</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額	有形固定資産 (建物附属設備)	13	1	11	有形固定資産 (工具器具備品)	134	64	70	無形固定資産 (ソフトウェア)	50	37	13	合計	198	103	95	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (建物附属設備)</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具備品)</td> <td>142</td> <td>71</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>60</td> <td>26</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>215</td> <td>101</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額	有形固定資産 (建物附属設備)	13	3	10	有形固定資産 (工具器具備品)	142	71	70	無形固定資産 (ソフトウェア)	60	26	33	合計	215	101	114	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (建物附属設備)</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 (工具器具備品)</td> <td>130</td> <td>58</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>60</td> <td>21</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>203</td> <td>81</td> <td>121</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	有形固定資産 (建物附属設備)	13	2	10	有形固定資産 (工具器具備品)	130	58	71	無形固定資産 (ソフトウェア)	60	21	39	合計	203	81	121
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額																																																											
有形固定資産 (建物附属設備)	13	1	11																																																											
有形固定資産 (工具器具備品)	134	64	70																																																											
無形固定資産 (ソフトウェア)	50	37	13																																																											
合計	198	103	95																																																											
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額																																																											
有形固定資産 (建物附属設備)	13	3	10																																																											
有形固定資産 (工具器具備品)	142	71	70																																																											
無形固定資産 (ソフトウェア)	60	26	33																																																											
合計	215	101	114																																																											
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																											
有形固定資産 (建物附属設備)	13	2	10																																																											
有形固定資産 (工具器具備品)	130	58	71																																																											
無形固定資産 (ソフトウェア)	60	21	39																																																											
合計	203	81	121																																																											
2 未経過リース料中間期末残高相当額 一年以内 33百万円 一年超 64百万円 合計 97百万円	2 未経過リース料中間期末残高相当額 一年以内 32百万円 一年超 84百万円 合計 117百万円	2 未経過リース料期末残高相当額 一年以内 35百万円 一年超 89百万円 合計 124百万円																																																												
3 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 支払リース料 19百万円 減価償却費相当額 18百万円 支払利息相当額 1百万円	3 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 支払リース料 21百万円 減価償却費相当額 19百万円 支払利息相当額 2百万円	3 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 支払リース料 42百万円 減価償却費相当額 39百万円 支払利息相当額 3百万円																																																												
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4 減価償却費相当額の算定方法 同左	4 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	5 利息相当額の算定方法 同左	5 利息相当額の算定方法 同左																																																												
オペレーティング・リース取引 未経過リース料 一年以内 993百万円 一年超 3,449百万円 合計 4,443百万円	オペレーティング・リース取引 未経過リース料 一年以内 1,298百万円 一年超 3,212百万円 合計 4,511百万円	オペレーティング・リース取引 未経過リース料 一年以内 1,298百万円 一年超 3,861百万円 合計 5,160百万円																																																												

(有価証券関係)

1 時価のある有価証券

(単位：百万円)

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
	取得原価	中間連結 貸借対照 表計上額	差額	取得原価	中間連結 貸借対照 表計上額	差額	取得原価	連結貸借 対照表 計上額	差額
その他有価証券									
株式	683	6,179	5,495	606	1,493	887	683	2,949	2,265
計	683	6,179	5,495	606	1,493	887	683	2,949	2,265

2 時価評価されていない主な有価証券(時価のある有価証券のうち満期保有目的の債券を除く)

(単位：百万円)

区分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
その他有価証券	中間連結貸借対照表計上額	中間連結貸借対照表計上額	連結貸借対照表計上額
優先株式	120,000	120,000	120,000
非上場株式	26,137	26,200	26,144
投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資	373	50	344
その他	329	329	329
計	146,839	146,579	146,817

(注) 当該株式の減損にあたっては、当社株式取得日より1年経過しているものを対象とし、1株当たり純資産額が取得原価に対して50%以上下落した水準を基準として、将来の回復可能性も勘案して判断しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

ヘッジ会計が適用されている為替予約取引以外は、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

ヘッジ会計が適用されている為替予約取引以外は、該当事項はありません。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

ヘッジ会計が適用されている為替予約取引以外は、該当事項はありません。

[前へ](#)      [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 当該中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 4百万円

2. ストックオプションの内容及び規模

	平成17年度第4回新株予約権	平成18年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年4月26日	平成18年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 47	当社取締役 5 当社従業員 157
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 105	普通株式 8,569
付与日	平成18年5月2日	平成18年9月6日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日	平成20年8月24日～平成28年8月23日
権利行使価格(円)	67,940	47,198
付与日における公正な評価単価(円)	34,224	26,022

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

- 2 付与対象者の区分及び人数、株式の種類及び付与数につきましては、平成18年9月30日現在の人数、株式数を記載しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 当該中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 35百万円

2. ストックオプションの内容

	平成19年度第1回新株予約権	平成19年度第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年4月24日	平成19年7月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 66	当社取締役 5 当社従業員 225
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 651	普通株式 10,000
付与日	平成19年5月8日	平成19年8月7日
権利確定条件	付与日(平成19年5月8日)から権利確定日(平成21年4月24日から平成23年4月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成21年4月24日 付与数の2分の1 ②平成22年4月24日 付与数の4分の1 ③平成23年4月24日 付与数の4分の1	付与日(平成19年8月7日)から権利確定日(平成21年7月24日から平成23年7月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成21年7月24日 付与数の2分の1 ②平成22年7月24日 付与数の4分の1 ③平成23年7月24日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成19年5月8日～平成21年4月24日 ②付与数の4分の1 平成19年5月8日～平成22年4月24日 ③付与数の4分の1 平成19年5月8日～平成23年4月24日	①付与数の2分の1 平成19年8月7日～平成21年7月24日 ②付与数の4分の1 平成19年8月7日～平成22年7月24日 ③付与数の4分の1 平成19年8月7日～平成23年7月24日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成29年4月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成29年7月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格(円)	45,500	40,320
付与日における公正な評価単価(円)	① 22,586 ② 25,697 ③ 27,206	① 17,061 ② 18,121 ③ 20,659

(注) 株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名  
 販売費及び一般管理費の株式報酬費用 30百万円

2. ストック・オプションの内容

a) 提出会社

	第1回新株引受権	第2回新株引受権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年1月21日	平成12年6月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 20	当社従業員 7
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 57,344	普通株式 11,264
付与日	平成12年1月31日	平成12年6月27日
権利確定条件	付与日（平成12年1月31日）から権利確定日（平成14年1月21日から平成16年1月21日までで段階的に到来）まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成14年1月21日 付与数の2分の1 ②平成15年1月21日 付与数の4分の1 ③平成16年1月21日 付与数の4分の1	付与日（平成12年6月27日）から権利確定日（平成14年6月16日から平成16年6月16日までで段階的に到来）まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成14年6月16日 付与数の2分の1 ②平成15年6月16日 付与数の4分の1 ③平成16年6月16日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成12年1月31日～平成14年1月21日 ②付与数の4分の1 平成12年1月31日～平成15年1月21日 ③付与数の4分の1 平成12年1月31日～平成16年1月21日	①付与数の2分の1 平成12年6月27日～平成14年6月16日 ②付与数の4分の1 平成12年6月27日～平成15年6月16日 ③付与数の4分の1 平成12年6月27日～平成16年6月16日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成22年1月21日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成22年6月16日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格（円）	51,270	38,086
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

	第3回新株引受権	第4回新株引受権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年12月8日	平成13年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 84	当社取締役 3 当社従業員 72
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 148,992	普通株式 108,544
付与日	平成12年12月18日	平成13年6月29日
権利確定条件	付与日(平成12年12月18日)から権利確定日(平成14年12月8日から平成16年12月8日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成14年12月8日 付与数の2分の1 ②平成15年12月8日 付与数の4分の1 ③平成16年12月8日 付与数の4分の1	付与日(平成13年6月29日)から権利確定日(平成15年6月20日から平成17年6月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成15年6月20日 付与数の2分の1 ②平成16年6月20日 付与数の4分の1 ③平成17年6月20日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成12年12月18日～平成14年12月8日 ②付与数の4分の1 平成12年12月18日～平成15年12月8日 ③付与数の4分の1 平成12年12月18日～平成16年12月8日	①付与数の2分の1 平成13年6月29日～平成15年6月20日 ②付与数の4分の1 平成13年6月29日～平成16年6月20日 ③付与数の4分の1 平成13年6月29日～平成17年6月20日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成22年12月8日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成23年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格(円)	19,416	9,559
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第5回新株引受権	平成14年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年12月7日	平成14年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 72	当社取締役 2 当社従業員 65
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 112,640	普通株式 47,616
付与日	平成13年12月18日	平成14年7月29日
権利確定条件	付与日(平成13年12月18日)から権利確定日(平成15年12月7日から平成17年12月7日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成15年12月7日 付与数の2分の1 ②平成16年12月7日 付与数の4分の1 ③平成17年12月7日 付与数の4分の1	付与日(平成14年7月29日)から権利確定日(平成16年6月20日から平成18年6月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成16年6月20日 付与数の2分の1 ②平成17年6月20日 付与数の4分の1 ③平成18年6月20日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成13年12月18日～平成15年12月7日 ②付与数の4分の1 平成13年12月18日～平成16年12月7日 ③付与数の4分の1 平成13年12月18日～平成17年12月7日	①付与数の2分の1 平成14年7月29日～平成16年6月20日 ②付与数の4分の1 平成14年7月29日～平成17年6月20日 ③付与数の4分の1 平成14年7月29日～平成18年6月20日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成23年12月7日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成24年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格(円)	8,497	10,196
付与日における公正な評価単価(円)	—	—



	平成14年度第2回新株予約権	平成15年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年11月14日	平成15年7月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19	当社取締役 5 当社従業員 83
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 5,888	普通株式 19,840
付与日	平成14年11月20日	平成15年7月25日
権利確定条件	付与日(平成14年11月20日)から権利確定日(平成16年11月20日から平成18年11月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成16年11月20日 付与数の2分の1 ②平成17年11月20日 付与数の4分の1 ③平成18年11月20日 付与数の4分の1	付与日(平成15年7月25日)から権利確定日(平成17年6月20日から平成19年6月20日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成17年6月20日 付与数の2分の1 ②平成18年6月20日 付与数の4分の1 ③平成19年6月20日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成14年11月20日～平成16年11月20日 ②付与数の4分の1 平成14年11月20日～平成17年11月20日 ③付与数の4分の1 平成14年11月20日～平成18年11月20日	①付与数の2分の1 平成15年7月25日～平成17年6月20日 ②付与数の4分の1 平成15年7月25日～平成18年6月20日 ③付与数の4分の1 平成15年7月25日～平成19年6月20日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成24年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格(円)	11,375	33,438
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	平成15年度第2回新株予約権	平成15年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年10月21日	平成16年1月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 43	当社従業員 38
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,464	普通株式 2,400
付与日	平成15年11月4日	平成16年1月29日
権利確定条件	付与日(平成15年11月4日)から権利確定日(平成17年11月4日から平成19年11月4日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成17年11月4日 付与数の2分の1 ②平成18年11月4日 付与数の4分の1 ③平成19年11月4日 付与数の4分の1	付与日(平成16年1月29日)から権利確定日(平成18年1月29日から平成20年1月29日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成18年1月29日 付与数の2分の1 ②平成19年1月29日 付与数の4分の1 ③平成20年1月29日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成15年11月4日～平成17年11月4日 ②付与数の4分の1 平成15年11月4日～平成18年11月4日 ③付与数の4分の1 平成15年11月4日～平成19年11月4日	①付与数の2分の1 平成16年1月29日～平成18年1月29日 ②付与数の4分の1 平成16年1月29日～平成19年1月29日 ③付与数の4分の1 平成16年1月29日～平成20年1月29日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格(円)	51,478	47,813
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	平成15年度第4回新株予約権	平成16年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年5月6日	平成16年7月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 41	当社取締役 5 当社従業員 131
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,168	普通株式 9,856
付与日	平成16年5月13日	平成16年7月29日
権利確定条件	付与日(平成16年5月13日)から権利確定日(平成18年5月13日から平成20年5月13日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成18年5月13日 付与数の2分の1 ②平成19年5月13日 付与数の4分の1 ③平成20年5月13日 付与数の4分の1	付与日(平成16年7月29日)から権利確定日(平成18年6月17日から平成20年6月17日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成18年6月17日 付与数の2分の1 ②平成19年6月17日 付与数の4分の1 ③平成20年6月17日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成16年5月13日～平成18年5月13日 ②付与数の4分の1 平成16年5月13日～平成19年5月13日 ③付与数の4分の1 平成16年5月13日～平成20年5月13日	①付与数の2分の1 平成16年7月29日～平成18年6月17日 ②付与数の4分の1 平成16年7月29日～平成19年6月17日 ③付与数の4分の1 平成16年7月29日～平成20年6月17日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成25年6月20日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格(円)	78,512	65,290
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	平成16年度第2回新株予約権	平成16年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年10月20日	平成17年1月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 46	当社従業員 29
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 712	普通株式 344
付与日	平成16年11月1日	平成17年1月28日
権利確定条件	付与日(平成16年11月1日)から権利確定日(平成18年11月1日から平成20年11月1日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成18年11月1日 付与数の2分の1 ②平成19年11月1日 付与数の4分の1 ③平成20年11月1日 付与数の4分の1	付与日(平成17年1月28日)から権利確定日(平成19年1月28日から平成21年1月28日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成19年1月28日 付与数の2分の1 ②平成20年1月28日 付与数の4分の1 ③平成21年1月28日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成16年11月1日～平成18年11月1日 ②付与数の4分の1 平成16年11月1日～平成19年11月1日 ③付与数の4分の1 平成16年11月1日～平成20年11月1日	①付与数の2分の1 平成17年1月28日～平成19年1月28日 ②付与数の4分の1 平成17年1月28日～平成20年1月28日 ③付与数の4分の1 平成17年1月28日～平成21年1月28日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格(円)	62,488	65,375
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	平成16年度第4回新株予約権	平成17年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年4月28日	平成17年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 42	当社取締役 5 当社従業員 180
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 276	普通株式 5,716
付与日	平成17年5月12日	平成17年7月28日
権利確定条件	付与日(平成17年5月12日)から権利確定日(平成19年5月12日から平成21年5月12日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成19年5月12日 付与数の2分の1 ②平成20年5月12日 付与数の4分の1 ③平成21年5月12日 付与数の4分の1	付与日(平成17年7月28日)から権利確定日(平成19年6月17日から平成21年6月17日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成19年6月17日 付与数の2分の1 ②平成20年6月17日 付与数の4分の1 ③平成21年6月17日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成17年5月12日～平成19年5月12日 ②付与数の4分の1 平成17年5月12日～平成20年5月12日 ③付与数の4分の1 平成17年5月12日～平成21年5月12日	①付与数の2分の1 平成17年7月28日～平成19年6月17日 ②付与数の4分の1 平成17年7月28日～平成20年6月17日 ③付与数の4分の1 平成17年7月28日～平成21年6月17日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成26年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格(円)	60,563	58,500
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	平成17年度第2回新株予約権	平成17年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年10月21日	平成18年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 31	当社従業員 65
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 234	普通株式 316
付与日	平成17年11月1日	平成18年1月31日
権利確定条件	付与日(平成17年11月1日)から権利確定日(平成19年11月1日から平成21年11月1日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成19年11月1日 付与数の2分の1 ②平成20年11月1日 付与数の4分の1 ③平成21年11月1日 付与数の4分の1	付与日(平成18年1月31日)から権利確定日(平成20年1月31日から平成22年1月31日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成20年1月31日 付与数の2分の1 ②平成21年1月31日 付与数の4分の1 ③平成22年1月31日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成17年11月1日～平成19年11月1日 ②付与数の4分の1 平成17年11月1日～平成20年11月1日 ③付与数の4分の1 平成17年11月1日～平成21年11月1日	①付与数の2分の1 平成18年1月31日～平成20年1月31日 ②付与数の4分の1 平成18年1月31日～平成21年1月31日 ③付与数の4分の1 平成18年1月31日～平成22年1月31日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格(円)	62,000	79,500
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	平成17年度第4回新株予約権	平成18年度第1回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年4月26日	平成18年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 49	当社取締役 5 当社従業員 157
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 112	普通株式 8,569
付与日	平成18年5月2日	平成18年9月6日
権利確定条件	付与日(平成18年5月2日)から権利確定日(平成20年5月2日から平成22年5月2日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成20年5月2日 付与数の2分の1 ②平成21年5月2日 付与数の4分の1 ③平成22年5月2日 付与数の4分の1	付与日(平成18年9月6日)から権利確定日(平成20年8月23日から平成22年8月23日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成20年8月23日 付与数の2分の1 ②平成21年8月23日 付与数の4分の1 ③平成22年8月23日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成18年5月2日～平成20年5月2日 ②付与数の4分の1 平成18年5月2日～平成21年5月2日 ③付与数の4分の1 平成18年5月2日～平成22年5月2日	①付与数の2分の1 平成18年9月6日～平成20年8月23日 ②付与数の4分の1 平成18年9月6日～平成21年8月23日 ③付与数の4分の1 平成18年9月6日～平成22年8月23日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成27年6月17日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成28年8月23日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格(円)	67,940	47,198
付与日における公正な評価単価(円)	① 30,958 ② 35,782 ③ 39,196	① 24,564 ② 26,803 ③ 28,156

	平成18年度第2回新株予約権	平成18年度第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年10月23日	平成19年1月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 49	当社従業員 62
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 313	普通株式 360
付与日	平成18年11月6日	平成19年2月7日
権利確定条件	付与日(平成18年11月6日)から権利確定日(平成20年10月23日から平成22年10月23日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成20年10月23日 付与数の2分の1 ②平成21年10月23日 付与数の4分の1 ③平成22年10月23日 付与数の4分の1	付与日(平成19年2月7日)から権利確定日(平成21年1月24日から平成23年1月24日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。ただし、 ①平成21年1月24日 付与数の2分の1 ②平成22年1月24日 付与数の4分の1 ③平成23年1月24日 付与数の4分の1
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成18年11月6日～平成20年10月23日 ②付与数の4分の1 平成18年11月6日～平成21年10月23日 ③付与数の4分の1 平成18年11月6日～平成22年10月23日	①付与数の2分の1 平成19年2月7日～平成21年1月24日 ②付与数の4分の1 平成19年2月7日～平成22年1月24日 ③付与数の4分の1 平成19年2月7日～平成23年1月24日
権利行使期間	権利確定日の翌日から平成28年10月23日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。	権利確定日の翌日から平成29年1月24日まで。ただし、権利確定後であっても退職した場合は行使不可。
権利行使価格(円)	44,774	47,495
付与日における公正な評価単価(円)	① 23,832 ② 25,311 ③ 26,766	① 20,435 ② 23,448 ③ 25,578

b) 関係会社

1) 株式会社インフォプラント

	第1回新株引受権	第2回新株引受権
会社名	株式会社インフォプラント	株式会社インフォプラント
決議年月日	平成12年3月30日	平成12年9月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3	取締役 2 従業員 18
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 300	普通株式 300
付与日	平成12年3月30日	平成12年9月15日
権利確定条件	行使時点で社員等であること 株式上場後6ヶ月後	行使時点で社員等であること 株式上場後6ヶ月後
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	平成14年4月1日～平成19年3月31日	平成14年10月1日～平成19年9月30日
権利行使価格(円)	50,000	150,000
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第3回新株引受権	第4回新株引受権
会社名	株式会社インフォプラント	株式会社インフォプラント
決議年月日	平成13年3月30日	平成14年3月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 19	従業員 32
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 190	普通株式 92
付与日	平成13年3月30日	平成14年3月22日
権利確定条件	行使時点で社員等であること 株式上場後6ヶ月後	行使時点で社員等であること 株式上場後6ヶ月後
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	平成15年4月1日～平成20年3月31日	平成16年4月1日～平成21年3月31日
権利行使価格(円)	400,000	450,000
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第1回新株予約権
会社名	株式会社インフォプラント
決議年月日	平成15年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 30
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 182
付与日	平成15年3月31日
権利確定条件	行使時点で社員等であること 株式上場後6ヶ月後
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成17年4月1日～平成22年3月31日
権利行使価格(円)	450,000
付与日における公正な評価単価(円)	—

2) 株式会社ニューズウォッチ

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	株式会社ニューズウォッチ	株式会社ニューズウォッチ
決議年月日	平成16年11月26日	平成17年11月18日
付与対象者の 区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 33	従業員 6
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 3,035	普通株式 200
付与日	平成16年11月26日	平成17年11月18日
権利確定条件	注記参照	注記参照
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	平成18年11月27日～平成26年11月26日	平成18年11月27日～平成26年11月26日
権利行使価格(円)	50,000	50,000
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—

(注) 権利確定条件

- (1) 平成18年11月27日若しくは当社普通株式が日本国内の株式市場に上場した日のうち、いずれか遅く到来する日(同日を含む)から1年間(以下「第一権利行使期間」という)は、当初割り当てられた本新株予約権のうち3分の1の個数(ただし、本号に基づき行使可能な新株予約権の個数が1の整数倍でない場合は、1の倍数に切り捨てた数とする。)
- (2) 第一権利行使期間の末日の翌日から1年間(以下「第二権利行使期間」という)は、当初割り当てられた本新株予約権のうち3分の2の個数(前号に定める個数を含む。ただし、本号に基づき行使可能な本新株予約権の個数が1の整数倍でない場合は、1の倍数に切り捨てた数とする。)
- (3) 第二権利行使期間の末日の翌日から平成26年11月26日までは、未行使の新株予約権すべて。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(単位:百万円)

	広告事業	ビジネスサービス事業	パーソナルサービス事業	計	消去または全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	42,534	22,133	35,801	100,469	—	100,469
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	3	60	11	75	(75)	—
計	42,537	22,193	35,813	100,544	(75)	100,469
営業費用	19,085	13,642	13,425	46,152	5,316	51,469
営業利益	23,452	8,551	22,388	54,392	(5,392)	49,000

(注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しております。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	セールスシートに記載しているバナー広告、メール広告等による売上、またはそれに付随する売上。 ・ バナー広告、テキスト広告、メール広告、企画広告制作費 ・ 有料リスティング広告 (スポンサーサイト)
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo!BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、ビジネスエクスプレス、「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo!BB」のISP料金、コンテンツ料金 等

- (3) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、5,316百万円であり、人事・経理等の本社費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。
- (4) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、当中間連結会計期間より役員賞与に関する会計基準を適用しております。この変更により、当中間連結会計期間の営業費用は、消去または全社が83百万円増加し、営業利益が同額減少しております。
- (5) 会計処理の変更に記載のとおり、当中間連結会計期間よりストック・オプション等に関する会計基準を適用しております。この変更により、当中間連結会計期間の営業費用は、消去または全社が4百万円増加し、営業利益が同額減少しております。
- (6) 事業区分の変更

従来、事業の種類別セグメントの区分については、利益管理単位としての事業部を基準として、サービスの内容および特性を考慮した「リスティング事業」、「オークション事業」、「Yahoo!BB事業」、「メディア事業」、「ショッピング事業」、「ビジネスソリューション (BS) 事業」及び「全社共通事業」の7区分としていましたが、当連結会計年度より、市場性を考慮した「広告事業」、「ビジネスサービス事業」及び「パーソナルサービス事業」の3区分に変更いたしました。この区分は従来より有価証券報告書の第2「事業の状況」において、項目別売上高として開示区分してきたものであります。

このセグメント区分の変更は、当連結会計年度において、サービスの効率的な提供に重点を置き、より迅速に市場の変化に対応するための組織変更を行ったことに加え、今後も、市場環境の変化に伴い、当社グループが提供する各セグメントにおけるサービス内容の見直しが随時行われることから、表示の明瞭性および継続性を保つために、より経営実態やインターネット事業の変化が適切に反映される市場性を考慮した売上集計単位に変更したものです。

なお、一定の前提をおいて算出した、当中間連結会計期間と同じ事業区分によった場合の前中間連結会計期間および前連結会計年度の事業の種類別セグメント情報は以下のとおりです。

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

(単位：百万円)

	広告事業	ビジネスサ ビス事業	パーソナル サービス事業	その他 (注)2	計	消去また は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	29,752	15,505	29,149	5,609	80,016	—	80,016
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	0	24	4	—	28	(28)	—
計	29,752	15,530	29,153	5,609	80,045	(28)	80,016
営業費用	13,325	8,410	11,173	5,589	38,499	4,096	42,595
営業利益	16,426	7,120	17,980	19	41,546	(4,124)	37,421

(注) (1) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、4,096百万円であり、人事・経理等の本社費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。

(2) 「その他」は、主にセブンアンドワイ株式会社による物販事業であります。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(単位：百万円)

	広告事業	ビジネスサ ビス事業	パーソナル サービス事業	その他 (注)2	計	消去また は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	68,362	35,291	61,094	8,946	173,695	—	173,695
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	1	61	14	—	77	(77)	—
計	68,364	35,353	61,109	8,946	173,773	(77)	173,695
営業費用	31,099	20,360	23,115	8,873	83,447	8,114	91,562
営業利益	37,265	14,993	37,994	73	90,326	(8,192)	82,133

(注) (1) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、8,114百万円であり、人事・経理等の本社費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。

(2) 「その他」は、主にセブンアンドワイ株式会社による物販事業であります。



当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(単位：百万円)

	広告事業	ビジネスサービス事業	パーソナルサービス事業	計	消去または全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	54,036	28,165	35,533	117,735	—	117,735
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	1	30	12	43	(43)	—
計	54,037	28,196	35,545	117,779	(43)	117,735
営業費用	23,575	16,658	11,948	52,182	5,797	57,979
営業利益	30,462	11,538	23,596	65,596	(5,841)	59,755

(注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しております。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ディスプレイ広告（バナー広告、テキスト広告、メール広告）、企画広告制作費</li> <li>・ 検索連動型広告 等</li> </ul>
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料</li> <li>・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料</li> <li>・ 「Yahoo!BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ</li> <li>・ 「Yahoo!リサーチ」、ビジネスエクスプレス、「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上</li> </ul>
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料</li> <li>・ 「Yahoo!プレミアム」の売上</li> <li>・ 「Yahoo!BB」のISP料金、コンテンツ料金 等</li> </ul>

(3) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、5,797百万円であり、人事・経理等の本社費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位：百万円)

	広告事業	ビジネスサービス事業	パーソナルサービス事業	計	消去または全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	89,197	48,097	75,257	212,552	—	212,552
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	5	117	24	146	(146)	—
計	89,202	48,215	75,282	212,699	(146)	212,552
営業費用	38,897	28,912	27,307	95,117	11,202	106,319
営業利益	50,305	19,302	47,974	117,582	(11,349)	106,232

(注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しております。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	セールスシートに記載しているバナー広告、メール広告等による売上、またはそれに付随する売上。 ・ バナー広告、テキスト広告、メール広告、企画広告制作費 ・ 有料リスティング広告（スポンサーサイト）
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo!BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、ビジネスエクスプレス、「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo!BB」のISP料金、コンテンツ料金 等

- (3) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、11,202百万円であり、人事・経理等の本社費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。
- (4) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、当連結会計年度より役員賞与に関する会計基準を適用しております。この変更により、当連結会計年度の営業費用は、消去または全社が202百万円増加し、営業利益が同額減少しております。
- (5) 会計処理の変更に記載のとおり、当連結会計年度よりストック・オプション等に関する会計基準を適用しております。この変更により、当連結会計年度の営業費用は、消去または全社が30百万円増加し、営業利益が同額減少しております。
- (6) 事業区分の変更

従来、事業の種類別セグメントの区分については、利益管理単位としての事業部を基準として、サービスの内容および特性を考慮した「リスティング事業」、「オークション事業」、「Yahoo!BB事業」、「メディア事業」、「ショッピング事業」、「ビジネスソリューション（BS）事業」及び「全社共通事業」の7区分としていましたが、当連結会計年度より、市場性を考慮した「広告事業」、「ビジネスサービス事業」及び「パーソナルサービス事業」の3区分に変更いたしました。この区分は従来より有価証券報告書の第2「事業の状況」において、項目別売上高として開示区分してきたものであります。

このセグメント区分の変更は、当連結会計年度において、サービスの効率的な提供に重点を置き、より迅速に市場の変化に対応するための組織変更を行ったことに加え、今後も、市場環境の変化に伴い、当社グループが提供する各セグメントにおけるサービス内容の見直しが随時行われることから、表示の明瞭性および継続性を保つために、より経営実態やインターネット事業の変化が適切に反映される市場性を考慮した売上集計単位に変更したものです。

なお、当連結会計年度と同じ事業区分によった場合の前連結会計年度の事業の種類別セグメント情報は以下のとおりです。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(単位：百万円)

	広告事業	ビジネスサ ビス事業	パーソナル サービス事業	その他 (注) 2	計	消去また は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	68,362	35,291	61,094	8,946	173,695	—	173,695
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	1	61	14	—	77	(77)	—
計	68,364	35,353	61,109	8,946	173,773	(77)	173,695
営業費用	31,099	20,360	23,115	8,873	83,447	8,114	91,562
営業利益	37,265	14,993	37,994	73	90,326	(8,192)	82,133

(注) (1) 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、8,114百万円であり、人事・経理等の本社費用および各セグメント共通の費用で便益の程度が直接把握できない費用部分であります。

(2) 「その他」は、主にセブンアンドワイ株式会社による物販事業であります。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

**【海外売上高】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
1株当たり純資産額	2,667.54円	3,527.83円	3,153.24円								
1株当たり中間(当期)純利益	443.41円	483.90円	958.66円								
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	442.53円	483.23円	956.70円								
	<p>当社は、平成18年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の上記記載の1株当たりの情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p>		<p>当社は、平成18年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たりの情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結 会計期間</th> <th>前連結 会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり 純資産額 1,897.61円</td> <td>1株当たり 純資産額 2,353.80円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中 間純利益金額 355.15円</td> <td>1株当たり当 期純利益金額 776.62円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整 後1株当たり 中間純利益金 額 354.19円</td> <td>潜在株式調整 後1株当たり 当期純利益金 額 774.57円</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結 会計期間	前連結 会計年度	1株当たり 純資産額 1,897.61円	1株当たり 純資産額 2,353.80円	1株当たり中 間純利益金額 355.15円	1株当たり当 期純利益金額 776.62円	潜在株式調整 後1株当たり 中間純利益金 額 354.19円	潜在株式調整 後1株当たり 当期純利益金 額 774.57円		<p>1株当たり純資産額 2,353.80円</p> <p>1株当たり当期純利益 金額 776.62円</p> <p>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 774.57円</p>
前中間連結 会計期間	前連結 会計年度										
1株当たり 純資産額 1,897.61円	1株当たり 純資産額 2,353.80円										
1株当たり中 間純利益金額 355.15円	1株当たり当 期純利益金額 776.62円										
潜在株式調整 後1株当たり 中間純利益金 額 354.19円	潜在株式調整 後1株当たり 当期純利益金 額 774.57円										

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	162,689	215,491	192,385
普通株式に係る純資産額(百万円)	161,283	213,365	190,692
差額の主な内訳(百万円)			
新株予約権	4	65	30
少数株主持分	1,402	2,060	1,662
普通株式の発行済株式数(株)	60,463,170	60,482,671	60,477,014
普通株式の自己株式数(株)	1,925	1,925	1,925
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	60,461,244	60,480,745	60,475,088

2 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	26,806	29,265	57,963
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	26,806	29,265	57,963
普通株式の期中平均株式数(株)	60,456,127	60,478,369	60,462,410
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(期末)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	119,408	84,964	124,269
(うち新株引受権)	(83,153)	(61,404)	(76,036)
(うち新株予約権)	(36,255)	(23,559)	(48,233)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益算定に含めなかった潜在株式の概要	平成15年度第4回、平成16年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成17年度第1回、第2回、第3回、第4回新株予約権。これらの詳細は「第4提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載したとおりであります。	第1回新株引受権、平成15年度第2回、第3回、第4回、平成16年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成17年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成18年第1回、第2回、第3回、平成19年第1回、第2回新株予約権。これらの詳細は「第4提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載したとおりであります。	第1回新株引受権、平成15年度第2回、第4回、平成16年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成17年度第1回、第2回、第3回、第4回新株予約権。これらの詳細は「第4提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載したとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>オーバーチュア株式会社の株式取得(子会社化)に関する覚書の締結について</p> <p>当社は平成19年4月24日にヤフー・インク(本社:米国カリフォルニア州)と、現在同社の傘下の会社であるオーバーチュア株式会社の発行済株式数の全株式を当社が取得し子会社化することについて覚書を締結し、今後の具体的な内容を協議することになりました。</p> <p>1. 株式取得の理由</p> <p>オーバーチュア株式会社は、平成14年1月に設立され同年12月より日本でスポンサードサーチサービスの提供を開始しております。</p> <p>現在は米国ヤフー・インクの傘下の会社として、日本国内の主要提携パートナーサイトを通じてサービスを提供し高い実績を上げております。</p> <p>当社がオーバーチュア株式会社を子会社化することができれば、技術開発や営業活動において両社が連動し、提供するサービスの価値を向上させ、日本市場における同社の優位性を更に高めることが可能となります。その場合には、当社とオーバーチュア株式会社は、グループとしてサーチ・エンジン・マーケティングでのシェア拡大を目指してまいります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		<p>2. オーバーチュア株式会社株式取得の概要</p> <p>(1) オーバーチュア株式会社の概要</p> <p>①商号：オーバーチュア株式会社</p> <p>②代表者：代表取締役社長 ジェームス・キム</p> <p>③所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号</p> <p>④設立年月日：平成14年1月28日</p> <p>⑤主な事業の内容：情報提供サービス業</p> <p>⑥大株主構成および所有割合：米国ヤフー・インクのグループにより100%所有</p> <p>(2) 取得株式数および取得価額 現段階では未確定です。</p> <p>(3) 株式取得の時期 数ヶ月以内に株式売買契約を締結することを目標としておりますが、現段階では未確定です。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。



## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		44,934		73,945		67,486	
2 売掛金		25,864		26,563		28,526	
3 たな卸資産		51		88		112	
4 前払費用		2,309		1,979		1,760	
5 短期貸付金		1,524		180		180	
6 繰延税金資産		2,914		3,353		4,150	
7 その他		2,634		5,424		4,034	
貸倒引当金		△2,368		△2,421		△2,287	
流動資産合計		77,866	27.5	109,112	33.8	103,964	33.0
II 固定資産	※1						
1 有形固定資産							
(1) 建物付属設備		1,287		2,956		3,181	
(2) 工具器具備品		12,074		11,882		12,212	
(3) 建設仮勘定		147		0		—	
有形固定資産合計		13,509	4.7	14,840	4.6	15,393	4.9
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		7,907		9,239		8,953	
(2) その他		8		15		16	
無形固定資産合計		7,915	2.8	9,255	2.9	8,969	2.8
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		152,639		147,700		149,349	
(2) 関係会社株式		25,401		27,675		27,403	
(3) その他の関係会社 有価証券		329		329		329	
(4) 出資金		301		402		347	
(5) 関係会社出資金		85		74		75	
(6) 長期前払費用		180		125		153	
(7) 破産更生等債権		1		0		1	
(8) 差入保証金		3,322		5,349		5,659	
(9) 繰延税金資産		2,054		8,138		3,860	
貸倒引当金		△1		△0		△1	
投資その他の資産合計		184,314	65.0	189,794	58.7	187,178	59.3
固定資産合計		205,739	72.5	213,890	66.2	211,542	67.0
資産合計		283,606	100.0	323,002	100.0	315,506	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		288		341		327	
2 短期借入金		20,000		20,000		20,000	
3 未払金		10,874		11,238		12,721	
4 未払費用		263		486		596	
5 未払賞与		829		897		966	
6 未払法人税等		20,574		23,898		27,599	
7 未払消費税等	※2	1,667		1,881		2,552	
8 預り金		535		545		518	
9 前受収益		187		208		233	
10 役員賞与引当金		83		101		202	
11 ポイント引当金		1,536		2,148		1,919	
12 その他		433		263		192	
流動負債合計		57,273	20.2	62,011	19.2	67,829	21.5
II 固定負債							
長期借入金		60,000		40,000		50,000	
固定負債合計		60,000	21.2	40,000	12.4	50,000	15.8
負債合計		117,273	41.4	102,011	31.6	117,829	37.3

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		7,100	2.5	7,227	2.2	7,187	2.3
2 資本剰余金							
資本準備金		2,181		2,308		2,268	
資本剰余金合計		2,181	0.8	2,308	0.7	2,268	0.7
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		27		27		27	
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		20		—		—	
繰越利益剰余金		153,744		210,867		186,825	
利益剰余金合計		153,792	54.2	210,894	65.3	186,853	59.2
4 自己株式		△28	△0.0	△28	△0.0	△28	△0.0
株主資本合計		163,045	57.5	220,403	68.2	196,280	62.2
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		3,282		522		1,366	
評価・換算差額等 合計		3,282	1.1	522	0.2	1,366	0.5
III 新株予約権		4	0.0	65	0.0	30	0.0
純資産合計		166,332	58.6	220,991	68.4	197,677	62.7
負債純資産合計		283,606	100.0	323,002	100.0	315,506	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高		93,208	100.0	105,829	100.0	197,230	100.0			
II 売上原価		1,971	2.1	2,038	1.9	4,045	2.1			
売上総利益		91,237	97.9	103,791	98.1	193,185	97.9			
III 販売費及び一般管理費		42,683	45.8	44,714	42.3	88,064	44.6			
営業利益		48,553	52.1	59,076	55.8	105,121	53.3			
IV 営業外収益	※1	1,096	1.2	270	0.3	1,215	0.6			
V 営業外費用	※2	543	0.6	449	0.4	923	0.5			
経常利益		49,105	52.7	58,897	55.7	105,412	53.4			
VI 特別利益		325	0.4	0	0.0	380	0.2			
VII 特別損失		1,361	1.5	8,421	8.0	2,186	1.1			
税引前中間 (当期)純利益		48,069	51.6	50,476	47.7	103,606	52.5			
法人税、住民税 及び事業税		20,061		23,531		44,264				
法人税等調整額		△524	19,537	21.0	△2,902	20,629	19.5	△2,251	42,013	21.3
中間(当期)純利益		28,531	30.6	29,847	28.2	61,592	31.2			

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	7,032	2,113	2,113
中間会計期間中の変動額			
新株の発行	67	67	67
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	67	67	67
平成18年9月30日残高(百万円)	7,100	2,181	2,181

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金			
		特別償却準備金					
平成18年3月31日残高(百万円)	27	40	130,074	130,143	△28	139,261	
中間会計期間中の変動額							
新株の発行						134	
剰余金の配当(注)			△4,715	△4,715		△4,715	
役員賞与(注)			△167	△167		△167	
中間純利益			28,531	28,531		28,531	
特別償却準備金の取崩		△20	20	—		—	
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△20	23,669	23,649	—	23,783	
平成18年9月30日残高(百万円)	27	20	153,744	153,792	△28	163,045	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	6,591	6,591	—	145,853
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				134
剰余金の配当(注)				△4,715
役員賞与(注)				△167
中間純利益				28,531
特別償却準備金の取崩				—
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△3,308	△3,308	4	△3,304
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△3,308	△3,308	4	20,479
平成18年9月30日残高(百万円)	3,282	3,282	4	166,332

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	7,187	2,268	2,268
中間会計期間中の変動額			
新株の発行	40	40	40
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	40	40	40
平成19年9月30日残高(百万円)	7,227	2,308	2,308

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	27	186,825	186,853	△28	196,280
中間会計期間中の変動額					
新株の発行					81
剰余金の配当		△5,805	△5,805		△5,805
中間純利益		29,847	29,847		29,847
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	24,041	24,041	—	24,123
平成19年9月30日残高(百万円)	27	210,867	210,894	△28	220,403

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	1,366	1,366	30	197,677
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				81
剰余金の配当				△5,805
中間純利益				29,847
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△844	△844	35	△809
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△844	△844	35	23,314
平成19年9月30日残高(百万円)	522	522	65	220,991

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	7,032	2,113	2,113
事業年度中の変動額			
新株の発行	154	154	154
事業年度中の変動額合計(百万円)	154	154	154
平成19年3月31日残高(百万円)	7,187	2,268	2,268

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		特別償却準備金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	27	40	130,074	130,143	△28	139,261	
事業年度中の変動額							
新株の発行						308	
剰余金の配当(注)			△4,715	△4,715		△4,715	
役員賞与(注)			△167	△167		△167	
当期純利益			61,592	61,592		61,592	
特別償却準備金の取崩(注)		△20	20	—		—	
特別償却準備金の取崩		△20	20	—		—	
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	△40	56,750	56,709	—	57,018	
平成19年3月31日残高(百万円)	27	—	186,825	186,853	△28	196,280	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	6,591	6,591	—	145,853
事業年度中の変動額				
新株の発行				308
剰余金の配当(注)				△4,715
役員賞与(注)				△167
当期純利益				61,592
特別償却準備金の取崩(注)				—
特別償却準備金の取崩				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△5,224	△5,224	30	△5,194
事業年度中の変動額合計(百万円)	△5,224	△5,224	30	51,823
平成19年3月31日残高(百万円)	1,366	1,366	30	197,677

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準および評価方法	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法（振当処理をした為替予約を除く）</p> <p>(3) たな卸資産 個別法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式および関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式および関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>



項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 (会計方針の変更) 法人税法の改正( (所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号) および(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号) ) に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益および税引前中間純利益は83百万円減少しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当中間会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>	<p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 同左</p>	<p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益は202百万円減少しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>
4 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引 ヘッジ対象 外貨建債権・債務および外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場リスクを一定の範囲内でヘッジしております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象およびヘッジ手段に応じて、比率分析等により、ヘッジ取引の事前、事後に有効性の評価を行っております。	(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左	(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
5 その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は166,328百万円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は197,646百万円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間会計期間より改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>		<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当事業年度より改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間会計期間より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p>		<p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当事業年度より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益および税引前中間純利益は4百万円減少しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が30百万円減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																				
※1 有形固定資産の減価償却累計額	16,063百万円	21,067百万円	18,552百万円																																				
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	同左	—————																																				
3 貸出コミットメント	<p>(1)クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>3,600百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>241百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>3,359百万円</td> </tr> </table> <p>(2)一部の連結子会社に対して貸出コミットメント契約を締結しております。当中間会計期間末における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>600百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>600百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	3,600百万円	貸出実行残高	241百万円	差引額	3,359百万円	貸出コミットメントの総額	600百万円	貸出実行残高	—百万円	差引額	600百万円	<p>(1)クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>13,822百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>767百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>13,055百万円</td> </tr> </table> <p>(2)一部の連結子会社に対して貸出コミットメント契約を締結しております。当中間会計期間末における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>300百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>300百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	13,822百万円	貸出実行残高	767百万円	差引額	13,055百万円	貸出コミットメントの総額	300百万円	貸出実行残高	—百万円	差引額	300百万円	<p>(1)クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>7,544百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>428百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>7,116百万円</td> </tr> </table> <p>(2)一部の連結子会社に対して貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>300百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>300百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	7,544百万円	貸出実行残高	428百万円	差引額	7,116百万円	貸出コミットメントの総額	300百万円	貸出実行残高	—百万円	差引額	300百万円
貸出コミットメントの総額	3,600百万円																																						
貸出実行残高	241百万円																																						
差引額	3,359百万円																																						
貸出コミットメントの総額	600百万円																																						
貸出実行残高	—百万円																																						
差引額	600百万円																																						
貸出コミットメントの総額	13,822百万円																																						
貸出実行残高	767百万円																																						
差引額	13,055百万円																																						
貸出コミットメントの総額	300百万円																																						
貸出実行残高	—百万円																																						
差引額	300百万円																																						
貸出コミットメントの総額	7,544百万円																																						
貸出実行残高	428百万円																																						
差引額	7,116百万円																																						
貸出コミットメントの総額	300百万円																																						
貸出実行残高	—百万円																																						
差引額	300百万円																																						

## (中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち 主なもの			
受取利息	162百万円	120百万円	220百万円
受取配当金	41百万円	9百万円	41百万円
出資金等分配益	808百万円	35百万円	825百万円
受取業務手数料	31百万円	11百万円	41百万円
奨励金収入		53百万円	
※2 営業外費用のうち 主なもの			
支払利息	188百万円	311百万円	476百万円
固定資産除却損	59百万円	92百万円	107百万円
借入手数料	282百万円		285百万円
3 減価償却実施額			
有形固定資産	2,876百万円	2,972百万円	6,410百万円
無形固定資産	601百万円	1,102百万円	1,419百万円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

## 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	962.92	962.92	—	1,925.84

## (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

平成18年4月1日付をもって1株を2株に株式分割したことによる増加 962.92株

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

## 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,925.84	—	—	1,925.84

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	962.92	962.92	—	1,925.84

## (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

平成18年4月1日付をもって1株を2株に株式分割したことによる増加 962.92株

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
オペレーティング・リース取引 未経過リース料	オペレーティング・リース取引 未経過リース料	オペレーティング・リース取引 未経過リース料
一年以内 993百万円	一年以内 1,298百万円	一年以内 1,298百万円
一年超 3,449百万円	一年超 3,212百万円	一年超 3,861百万円
合計 4,443百万円	合計 4,511百万円	合計 5,160百万円

## (有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度末 (平成19年3月31日)		
	中間貸借 対照表 計上額	時価	差額	中間貸借 対照表 計上額	時価	差額	貸借対照 表計上額	時価	差額
関連会社株式	15,290	28,618	13,327	11,928	14,024	2,095	15,290	17,381	2,090
計	15,290	28,618	13,327	11,928	14,024	2,095	15,290	17,381	2,090



(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
	1株当たり純資産額	2,750.99円	3,652.83円	3,268.24円							
1株当たり中間(当期)純利益	471.94円	493.52円	1,018.69円								
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	471.01円	492.83円	1,016.60円								
	<p>当社は、平成18年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の上記記載の1株当たりの情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p>		<p>当社は、平成18年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たりの情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間 会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり 純資産額 1,929.68円</td> <td>1株当たり 純資産額 2,410.01円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中 間純利益金額 374.62円</td> <td>1株当たり当 期純利益金額 820.23円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整 後1株当たり 中間純利益金 額 373.61円</td> <td>潜在株式調整 後1株当たり 当期純利益金 額 818.06円</td> </tr> </tbody> </table>	前中間 会計期間	前事業年度	1株当たり 純資産額 1,929.68円	1株当たり 純資産額 2,410.01円	1株当たり中 間純利益金額 374.62円	1株当たり当 期純利益金額 820.23円	潜在株式調整 後1株当たり 中間純利益金 額 373.61円	潜在株式調整 後1株当たり 当期純利益金 額 818.06円		<p>1株当たり純資産額 2,410.01円</p> <p>1株当たり当期純利益 金額 820.23円</p> <p>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 818.06円</p>
前中間 会計期間	前事業年度										
1株当たり 純資産額 1,929.68円	1株当たり 純資産額 2,410.01円										
1株当たり中 間純利益金額 374.62円	1株当たり当 期純利益金額 820.23円										
潜在株式調整 後1株当たり 中間純利益金 額 373.61円	潜在株式調整 後1株当たり 当期純利益金 額 818.06円										

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	166,332	220,991	197,677
普通株式に係る純資産額(百万円)	166,328	220,925	197,646
差額の主な内訳(百万円) 新株予約権	4	65	30
普通株式の発行済株式数(株)	60,463,170	60,482,671	60,477,014
普通株式の自己株式数(株)	1,925	1,925	1,925
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	60,461,244	60,480,745	60,475,088

2 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	28,531	29,847	61,592
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	28,531	29,847	61,592
普通株式の期中平均株式数(株)	60,456,127	60,478,369	60,462,410
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(期末)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	119,408	84,964	124,269
(うち新株引受権)	(83,153)	(61,404)	(76,036)
(うち新株予約権)	(36,255)	(23,559)	(48,233)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益算定に含めなかった潜在株式の概要	平成15年度第4回、平成16年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成17年度第1回、第2回、第3回、第4回新株予約権。これらの詳細は「第4提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載したとおりであります。	第1回新株引受権、平成15年度第2回、第3回、第4回、平成16年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成17年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成18年度第1回、第2回、第3回、平成19年度第1回、第2回新株予約権。これらの詳細は「第4提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載したとおりであります。	第1回新株引受権、平成15年度第2回、第4回、平成16年度第1回、第2回、第3回、第4回、平成17年度第1回、第2回、第3回、第4回新株予約権。これらの詳細は「第4提出会社の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載したとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>オーバーチュア株式会社の株式取得(子会社化)に関する覚書の締結について</p> <p>当社は平成19年4月24日にヤフー・インク(本社:米国カリフォルニア州)と、現在同社の傘下の会社であるオーバーチュア株式会社の発行済株式数の全株式を当社が取得し子会社化することについて覚書を締結し、今後の具体的な内容を協議することになりました。</p> <p>1. 株式取得の理由</p> <p>オーバーチュア株式会社は、平成14年1月に設立され同年12月より日本でスポンサードサーチサービスの提供を開始しております。</p> <p>現在は米国ヤフー・インクの傘下の会社として、日本国内の主要提携パートナーサイトを通じてサービスを提供し高い実績を上げております。</p> <p>当社がオーバーチュア株式会社を子会社化することができれば、技術開発や営業活動において両社が連動し、提供するサービスの価値を向上させ、日本市場における同社の優位性を更に高めることが可能となります。その場合には、当社とオーバーチュア株式会社は、グループとしてサーチ・エンジン・マーケティングでのシェア拡大を目指してまいります。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		<p>2. オーバーチュア株式会社株式取得の概要</p> <p>(1) オーバーチュア株式会社の概要</p> <p>①商号：オーバーチュア株式会社</p> <p>②代表者：代表取締役社長 ジェームス・キム</p> <p>③所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号</p> <p>④設立年月日：平成14年1月28日</p> <p>⑤主な事業の内容：情報提供サービス業</p> <p>⑥大株主構成および所有割合：米国ヤフー・インクのグループにより100%所有</p> <p>(2) 取得株式数および取得価額 現段階では未確定です。</p> <p>(3) 株式取得の時期 数ヶ月以内に株式売買契約を締結することを目標としておりますが、現段階では未確定です。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                        |  |                          |
|------------------------|--|--------------------------|
| (1) 臨時報告書              | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づくもの<br>(ストックオプション制度に伴う新株予約権発行) | 平成19年4月24日<br>関東財務局長に提出  |
| (2) (1)の臨時報告書の訂正報告書    |  | 平成19年5月9日<br>関東財務局長に提出   |
| (3) 有価証券報告書およびその添付書類   | 事業年度 自 平成18年4月1日<br>(第12期) 至 平成19年3月31日                          | 平成19年6月21日<br>関東財務局長に提出  |
| (4) 臨時報告書              | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づくもの<br>(ストックオプション制度に伴う新株予約権発行) | 平成19年7月24日<br>関東財務局長に提出  |
| (5) (4)の臨時報告書の訂正報告書    |  | 平成19年8月8日<br>関東財務局長に提出   |
| (6) (3)の有価証券報告書の訂正報告書  |  | 平成19年8月20日<br>関東財務局長に提出  |
| (7) 第11期の有価証券報告書の訂正報告書 |  | 平成19年8月20日<br>関東財務局長に提出  |
| (8) 臨時報告書              | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づくもの<br>(特定子会社の異動)                | 平成19年9月4日<br>関東財務局長に提出   |
| (9) (3)の有価証券報告書の訂正報告書  |  | 平成19年10月24日<br>関東財務局長に提出 |
| (10) 臨時報告書             | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づくもの<br>(ストックオプション制度に伴う新株予約権発行) | 平成19年10月24日<br>関東財務局長に提出 |
| (11) (9)の臨時報告書の訂正報告書   |  | 平成19年11月7日<br>関東財務局長に提出  |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月7日

ヤフー株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

（セグメント情報）「事業の種類別セグメント情報」（6）事業区分の変更に記載されているとおり、会社は、サービス内容及び特性を考慮した区分によっていたが、市場性を考慮した区分に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月4日

ヤフー株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月7日

ヤフー株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月4日

ヤフー株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。